

平成24年度当初予算審査特別委員会会議録第5号

平成24年3月19日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長 鈴木春光君

副委員長 千葉伸孝君

委員 高橋兼次君

佐藤宣明君

阿部建君

山内昇一君

山内孝樹君

星喜美男君

菅原辰雄君

小山幸七君

大瀧りう子君

及川均君

三浦清人君

西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

遠藤健治君

会計管理者
兼出納室長

佐藤秀一君

総務課長

佐藤徳憲君

復興企画課長

三浦清隆君

復興事業推進課長

及川明君

町民税務課長

阿部俊光君

保健福祉課長

最知明広君

環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所 町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院 事務長兼総務課長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君
監査委員部局	
代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君
選挙管理委員会部局	
書記長	佐藤 徳憲 君
農業委員会部局	
事務局長	高橋 一清 君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志

午前10時00分 開会

○委員長（鈴木春光君） 皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまに思います。

当初予算審査特別委員会、5日目でございます。本日も活発なる審議、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席委員数は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

16日に引き続きまして、議案第33号平成24年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

5款農林水産業費、83ページから93ページになっております。対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。菅原委員。

○菅原辰雄委員 菅原でございます。おはようございます。それでは、質疑をさせていただきます。

まず、86、87ページ、畜産業費、あとは農業農村整備費、その中からお伺いいたします。

まず、畜産業費、これは予算科目とは直接関係ございませんけれども、先日同僚議員の答弁にありました。その中でいろいろありますけれども、まず、かなり大変な状況であるのは畜産業、それも子牛を買って育てて、2年間育てて販売する肥育関係でございます。根本的には、津波による東京電力福島原子力発電所の影響によるものが多いものでございます。といいますのは、先ほど申しましたように、子牛を2年前に40万円なり50万円で買ってきて、それで2年間育てて、1年間で大体平均すると20万円のえさ代がかかって、40万円の経費がかかる。それが今、2年たって販売しようとしたときに、風評被害で、大体1頭100万円ぐらいで売れば何とか採算ラインだなというところが3分の1でしか売れないという、そういう現状でございます。つまりは、子牛のもと代、えさ代、どこから出てくるのでしょうか。そういう危機的状況であります。そんな中で、酪農関係ではその組織の方がちゃんと機能しておりまして、牧草の質からいろいろな面で対応がちゃんとできているというふうに聞いております。問題は、先ほどから言っておりますように肥育の関係者でございます。これは、あくまでもJAを中心としてやっております。子牛からえさの販売、いろいろやっております。そういうことでございますけれども、先ほど言いましたように全然利益の上がらない、かえ

って1頭当たり何十万の赤字が出る、それが月に2頭ぐらい出す計算でやっていた人はかなり大変です。でなくても、少なくとも最低1頭は出しています。そういう方ですと、1年間で赤字が累積するわけでございます。しかしながら、えさ代は払っていかねばなりません。これはJAさんの問題になりますけれども、JAさんは3カ月で支払いが滞ると、えさ代に利子がかかります。雪だるま式でございます。そういう危機的状況にある経営者の皆さんを町としてはどのような目で見て、どのような対応策を講じていくのか、まずその点を1点伺います。

それと、あとは19節負担金ですけれども、みやぎグリーン・ツーリズムの負担金でございます。このような状況の中で、そういう負担金を出して、それでもグリーン・ツーリズム初めとする観光を一生懸命力を入れて、町復活の土台にしたいという考えであろうことは、前回の町長の施政方針演説でもありますけれども、このようなことで、今後どういう方策をもって、どのような考えでグリーン・ツーリズム初め観光客誘致に努めていくのか、これは町長にこの考えを伺うものであります。以上2点お願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 1点目、畜産業の関係でのご質問にお答えをさせていただきます。ご質問、肥育農家のえさ代並びにその風評被害などを気遣ってご心配されてのご質問でございます。これは、農協の方にも、町としましても大変心配しておりまして、農協の方にもどういった形でその肥育農家の支援ができるか、あるいは大切かというところでは、相談しながら進めているところなんです、とりあえず、まず東電の方の賠償の手続きをしつかり進めながら、まずもってえさの方は代替飼料を提供できるような形で進めているということで、そのご心配のその利子とかという部分に及ばないように何とか進んでいるのかなというふうに認識しておりました。

それから、その牛の販売価格の部分の格差につきましても、平均的な金額の中でですけれども、補償の対象として東電からの支払いを引き出しているというふうに伺っております。なお、また不足な部分があれば調べて対応に心がけたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の大災害で、観光分野につきましても大変壊滅的な大打撃ということでございまして、これは菅原委員もご承知だと思いますが、そういった中にありまして、震災から1年経過をいたしました。そういった中で、東北地域、皆さんで手を携えて観光の

復興を図ろうということで、新聞報道等で篤にご承知だと思いますが、つい先日、東北観光復興ということで東京駅で出発式を行いまして、東北地方すべてがいわば観光地という形の中での交流人口あるいは観光人口を引きつけようと、そういう動きもあります。それから、宮城県におきましても、ご承知のようにことしはプレDC、来年がDCの本番ということで、何とかこういった災害から観光分野で立ち直ろうと、そういうふうな動きが出ていることはご承知のことというふうに思います。

そういった中におきまして、当町といたしましても、防災教育等を含めまして、そういった多くの方々もおいでをいただいておりますので、そういった分野を活用しながら、観光あるいは交流人口というものの増大を図っていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 今答弁いただきました。今の参事の答弁は、酪農の方はそういう組織として代替えさも輸入して、皆さんには直接負担がかからないような状況であるということでございます。それで、先ほど言っていた肥育農家の対しても、東電の方でも1回目、10月には入ったそうでございます。しかしながら、先ほども言いましたように、JAさんでは3カ月たつとそういう購入代金に利子がかかる、その辺はまだJAさんでもはっきりしていないそうなので、農家の方はその辺をはっきりさせて、ぜひということでございます。つまりは、いろいろ東電の方でも、あれから10、11、12、1、2、3、6カ月になります。6カ月間きていないということは、先ほど言ったような状況の経営をしている中で、なかなかおいそれとは払えない状況であることは容易に想像がつくものと思います。ただ、先ほど言いましたように、今肥育の方は本当に、昔なら1頭、2頭片手間にやっていた方もいるんですけども、肥育に関しては何十頭、100頭以上のあれでございますから、やっぱりそういう被害というのも額もかなり大きくなるんです。ただし、戸数的には今そんなに多くはないのでございます。そういうところは専門的なものでございますから、ですから皆さん同じような被害こうむっている方々を差し置いてこれだけ特化してということはなかなか考えにくい、言いにくい面もあるかとございますけれども、そういう面でJAさんととにかくできることは町としてタッグを組んで、東電さんに一日も早いそういう賠償金を支払うようなお手伝いをしていくべきだと思います。さらには、もし可能であるのであれば、もし利子がかかるのであれば、そういうところもいろいろ大所高所的なことから考えていってほしいと思います。

まず、いろいろな面で、直接波をかぶった農地等は、さまざまな分野で交付金等でいろいろありますけれども、この分野に関しては我関せずという考えはもちろん毛頭持っていないと

は思いますけれども、もうちょっと親身になって対応していただきたいと思います。

それで、後は町長、プレDCそしてDC本番ありますけれども、我が町としてはどういうふうなあれでかわりを持っていくつもりでありますか。その点をお伺いします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 利子への対応ということですが、やはりそれを農家が負担するというのは、やはりおかしいと思いますので、JAと再度詰めまして、東電への請求とすべき方向で町の方でも働きかけをしてみたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 観光の分野におきましてのそういった取り組みということでございますが、基本的には、先ほどお話ししましたように、プレもあります、本番もございます、そういった場面に町としても積極的にかかわっていきたいというふうに思っております。特に、私よくお話しするんですが、復興支援という形になりますと、どうしても体を使ってのボランティアとかという、そういうお話をする方いらっしゃるんですが、ご高齢の方々等々につきましては、町においでをいただいて地元にお金を落とさせていただく、それが復興支援につながるのをおいでをいただきたいというお話をさせていただいておりますので、そういう観点から、交流をいかに広げていくかということは大変重要だというふうに思いますので、そういう取り組みを積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 菅原委員。

○菅原辰雄委員 はい、わかりました。

それでは、JAさんといろいろ詰めてやっていくということでございます。まず、早くそういう賠償金が来ればいいんですけども、なかなか来なかったら、ある意味利子分野でも、もし利子が発生したのであれば、それも一時町として立てかえとか、あとで東電から補償が来たらそれを返してもらおうとか、そういう、もし可能であればそういう対応をしていただきたいと思います。

DCの方はわかりました。観光分野も含めて、皆さんで力を合わせていけばいいのかなと思います。以上で終わります。

○委員長（鈴木春光君） はい。次、山内委員。

○山内孝樹委員 おはようございます。

83ページの農業委員会費、この報酬、1節農業委員報酬とありますが、この中で過日その農地の転用が6倍、これまで以上にその申請があるということでありましたが、これに伴う農

業委員会の会議、震災後に佐沼等こう遠く離れて生活をしているという委員さんもおるかど聞いておりますが、その辺の招集と、あとこの転用の状況をもう一度お伺いしたいと思えます。

それから、89ページの林業振興費、13節の委託料、過日この件についても伺ってございました委員がございますが、重複をするかもしれませんが、この点は確認を兼ねてお伺いしたいと、このように思えます。

森林病虫害の防除事業等の委託料の中で、松くいそのその私有地ですね、私有林におけるその伐採する際の補助ですか、伐採費はどのようになっているのかということをお伺いしましたね。その中で、参事はこの担当課によく確認をしてということをございました、この点につきましてお答えをいただきたいと、このように思えます。

それから、次に素材生産代行委託料という、この委託料の中で1点お伺いしておきたいと思えますが、けさほどこの3地区の分収林のあれですかね、資料、この配付になっておりましたが、これまでこの分収林の伐採等、歌津地区でもいろいろ、歌津地区ばかりではないんですが、その入大船とか等ですか、入っておりますが、その後のこの分収林、伐期を迎えた箇所が随分あるかと思うんですけれども、各地区のこの申請等というんですか、伐期を迎えた地区がどのくらいあるか、この点3点と、そしてまた、最後に水産業についてであります。この水産新興対策事業補助金ということで、アワビの稚貝放流等、委員が過日伺ってございました。これに伴いまして、その5目の海洋資源開発推進ともかかわりがございますので、当町の水産資源の環境におきまして調査等を伺ったようではありますが、これまで行ってきました海藻群落再生事業、それと伴いましてどのような調査を、この震災後に瓦れきの撤去と兼ねて海域の調査状況がどのようになっているのか、この点お伺いしたいと思えます。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ご質問の1点目の農業委員さんの報酬を絡めたご質問でございしますが、ご質問のとおり遠く、今町外から委員さんとしてお越しになっている方もおるとは思うんですが、報酬上は月額報酬という形になっておりまして、その会場までお越しになる部分での費用的な差は、予算的な差は発生してございせん。

転用の状況でございせん。農地転用の状況は、震災に伴いまして非常に4条、5条の関係、自分の所有の農地をそのまま別の形で、例えば海の資材置き場であるとか、あるいは住宅を建てるとか、そういった形での申請、あるいは所有権を変えて農地を別の目的に使う、こういった形での4条、5条の申請が大変多くなっておりまして、例年の6倍以上の取り扱い件

数となっております。

それから、林業の松くい虫の制度の方でございますが、民有林における松くい虫対策につきましては、平成23年度までの事業の中でそれを行うことができていたのですが、24年度からの部分は、その補助制度がちょっと適用にならないというようなことで、担当の方ちょっと確認をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

それから、素材生産を絡めて分収林のご質問でございますが、分収林につきましては、おおむね傾向としましては、その伐期の時期に来ていると思うんですけども、合併のタイミングで分収林の契約更新などを行いまして、分収林組合としての伐採の意向のないところにつきましては、長期、長伐期ということで、さらにその伐期を延長しているというような状況でございます。数値の上では、申しわけございませんがちょっと手元に資料がございませんので、よろしくお願いたします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 震災後のその海域におきますいろいろなその各種調査でございますが、震災後この1年の間は、いろいろなその大学だとか、あるいはその研究機関だとかの方も含めまして、あるいはその県の試験場等も含めまして、いろいろなところでその何と申しますか、ボランティア的な意味合いも込めてこの湾内を潜ったりしまして、その資源調査をしてまいりました。まず、現時点ではっきりわかるのは、かなりこの震災によりまして、一部地域ですけれども海藻等がかなり被害を受けておりまして、特にアラメという種類なんだそうですが、これらが折れたり、あるいは根こそぎあるその地域の岩からまるっきりなくなっている場所もあるんだそうでございます。ただ、この1年間は、私どもの方もそういう調査をしてまいりましたけれども、さっき申しましたように、いろいろなところからの協力をいただきながらやっってはきたんですが、すべてその調査をし終えたという、そういう状態ではございませんので、23年度もそうなんですけれども、24年度、25年度もこの調査は引き続き実施しなければならないと、こう考えております。特に、これまでは自然環境活用センターとかを中心にしてながらやっておったんですが、その機能がなくなりましたので、これはこの次に審議していただきますその商工費の方に、いわゆるその緊急雇用対策事業の方に予算を計上させていただいておりますが、専門的なその研究機関の方へ委託しまして、それで、まず海藻等の被害状況、それらをもう少しつぶさに調査をしてまいります。それから、あわせてその海藻だけではなくてその資源、アワビだとかあるいはウニだとか、これらのその被害状況等ももう少しつぶさに研究してみなければならないと、こう考えております。

それから、水質の調査も定点的にあるいは定期的に、これもその調査を試みようと、こう考えておりました、さっき申しましたように、商工費の方の委託料の方にこの予算を24年度、25年度計上するという、そういうような予定でございます。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内孝樹委員 1点目であります、報酬の中で伺いましたんですが、この震災後大変その農地転用が6倍以上ですか、きょうもお答えいただいたんですけども、それらに伴いまして、その現地確認等とか、いろいろ招集をする機会が多くなるかと思うんです。私の言い方が悪かった。それで、その支障はないのかということ伺ったんです。

それで、あともう一つ、この農地の転用で、最近であります、やはり込み入っているという、大分緩和されて、その期間を費やさないといいですか、その認定、許可が出るまで、それがなかなか待つ方としましては、自力といいますかその再建に当たって、その転用の申請をしているんだけど、なかなかその認可が下りないということで、待つ方はもうあせっているような状況なんですね。それで、以前私も代理にて何度か足を運びまして、その確認をしてきてくれということで、その都度報告をしてきた経緯があるんですけども、そういう方々のその大変な状況だというのはわかるんですけど、早急な方法ということあり得ないんでしょうけれども、待つ方に対するその情報の提供ということも必要ではないかと、こう思ったわけなんです。その点もう一度伺いたいと、このように思います。

それから、松くいですね、平成23年度まで参事は個人的にも補助が出ると、伐採の補助ですか、そう言いましたね。かつて私、職員の異動がありましてもう退かれた方々もおりまして、その方に個人的に依頼されたことがあったんですけども、まず1本松くいが入ったので、伐採するにはどうしたらいいだろうかということをお伺いしたことがあります。ところがその際にですよ、私が確認した際に、間違いがないかと思うんですけども、伐採は個人の負担であるというお答えが返ってきたわけです。これまでは暗黙の了解といいますか、例えば近場の町がその入っている、松くいの場所に入っている際に、その近隣の山に、もし民有地に入っていたとすれば、その温情的に伐採とか処分をしてくれたはずなんですけれども、そういうお答えが返ってきたわけなんです。それで、それを改めて確認をしたくて伺ったんです。それ間違いなければそれでいいんですけども、補助の対象にはならないということでしたよ、その時点では。それを確認していただきたい。そういうことで私伺いましたんです。

それから、分収林ですね、震災によりましてこの台帳というんですか、そういう各地区の分

収林の契約の契約書等が適切に、例えば私も一応今やっていますけれども、適切に保管管理が、そういう状況で確認して進められているのかどうか、その点を伺いたと思います。流出をしたということでもありますのでね。それをお伺いします。

それから、そこら辺までかな。それから、水産業費ですね、私山手の者でありまして、海のこととは全く知識がないわけではないんですけれども、何せ私所属しておりますのは産業建設常任委員会といたしまして、我が町の南三陸町の基幹産業、最も要の産業ということで、向学にといいまして、才たけた課長に教えをいただきたくお伺いしたわけでありまして。このアワビの稚貝であります、私は全くこの過程、食べるまでの過程、食べるのはいいんですけれども、それまでの過程というのはよくわかりませんでした。実は北海道に行きまして、その我々の委員会で函館のそのウニの養殖場、飼育場ですか、それからもう1カ所、アワビの放しておいた飼育場を見てきたんです。全くアワビというものは、ほかの貝もそうですけれども、雌雄一体になっていると思っていたんです、恥ずかしながら。それで、アワビの殻になぜ三つの穴があるのかもわからなかった。よく聞けば、その排卵、排巢、そして子々孫々それこそ反映をしていくということをお伺いして初めて恥ずかしながら知った次第でございます。その稚貝を見まして、アワビもそうですが、ウニも全く見ましたならばかわいくて食べられないと、大きくなりまして成長して商品としてお店に並ぶ際には、また高くて食えないと。しかしながら、町の、当町のブランドでございます。それこそ一般質問でも同僚議員が質問しておりましたが、そのブランド化をする上で、その天皇様に献上するような方法たるものを考えていかなければならないんじゃないかということをおっしゃっていましたが、かつて、歌津ではこのアワビが天皇様に献上されたと、まさにブランドであります。この震災後に取り組むべき、またこの貴重な資源でございます、それこそ、これは町長の方かな、天皇様ご献上、天皇ご献上の地、歌津のアワビ等ということで、また売り出してはどうかという思いもあったわけでございます。これも復興でございます。ただいまワカメ、メカブの収穫期でございます、各地区を回りますと本当に笑顔が見られます。本当に条件がよくて質もいいと、そして値段もいいということで大変喜ばしいことでございます。それに伴いまして、南三陸町のこの海産物、全く誇れるものばかりなんです。私がいうまでもなく、西に明石、東の志津川とマダコ、それから今言ったアワビ、そしてまた森は海の恋人だと言って岩手の方で大いに注目をされている場所も、岩手じゃない、失礼、宮城の唐桑ですか、しかしながら唐桑にも負けないようなこの地域のカキ、今言った海草類があります。そういうことで、先ほどその海域の資源管理に伴いましてのその調査状況というか、進めていくというんですけれども、

かつてはその、ちょっと話が長くなりますけれども、磯焼け等のその相反する、本当に貴重なものが減少していくような条件に置かれているということでございましたが、昨日歌津の湾、このカキの養殖等に取り組むということで、こういろいろ取り組んでいるその放映、正午放映されましたが、こういうことを言っておりました。皮肉にもその一掃をされて、皮肉にもカキというんですかね、私はちょっと知識がないのでわからないんですけど、条件がいい環境にあるということを書いておられましたので、今その調査状況というものを継続されていかれるんでしょうけれど、そのようなことで、向学のためにお伺いしたわけございまして、もう一度その点をお答えをしていただきたいと思えます。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 1点目の農業委員さん方の現地の確認など、現在のその委員会活動、急激にふえている中で支障がないのかというようなご心配でございまして、本当に委員さん方には大変ご苦勞をおかけしているところでございますが、その現地確認の日を決めまして、その日にその当番となる委員さんには、時間をかけて現地確認などをいただいているというような状況でございまして、何とか大きな支障なく進めさせていただいているところでございます。申請をされる方は、通常の場合とは全く違ひまして、生活面やご自分の生活の立て直しや、あるいはその仕事のための作業場などで一刻も早くというようなことでご相談においでいただいております。その許可を出すまでの期間につきましては、町の申請は毎月10日までの受付をして、1カ月以内に許可を出すということでの取り扱いで努力をさせていただいております。これまで一番時間がかかっておりましたのは、農振地域に入っている土地につきましては県の許可のために、震災前ですと黙って半年、タイミングが悪いと1年近く時間がかかるというような取り扱いでしたけれども、この3月までは3カ月以内に許可を出すということで、努力をしてきていただいております。さらに、この3月申請分からは、県の方もおおむね審査期間は1カ月以内ということになりましたので、取りまとめまでの受付の期間から締め切りから1カ月というようなこととなりますので、おおむね町の許可の期間とほぼ同じぐらいになってくるだろうというふうなことで、これは朗報としてお知らせすることができるかと思えます。それでも、申請をされる方は、さらに実はそのすぐにもみたいなことに思ひとしてはございまして、私たちとしましては、いずれ農地をほかの用途に転用するためには、いずれその許可がないと非常に罰則を伴う法律なものですから、厳しい法律がありますので、その手続きの必要を早目に、常に周知を図りながら、書類が整う前に、まず自分の方でこういうふうなことをしたいんだということが、思ひが出た段

階ですぐにご相談に来ていただいて、その準備を進める間にも必要書類をつくっていただけるように、こちらで今ご指導するように心がけておりまして、そんなことから実際にその作業に余り影響が出ないような取り扱いをするように、担当内で心がけているところでございます。そういったことで、なるべく早くということで取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

分収林のその契約書の関係でございますが、分収林組合の方で被災して契約書をもう流出してしまつた方もいらつしやると思ひます。町の方の契約書も、実を言ひますと一番肝心のものを流出しておりまして、そうなりますと、今度は組合がどこにあつてというようなことから、もう一度再整備しなくてはいけないなというふうと思ひておりますが、少々時間をちょうだいしながらの作業にならざるを得ないところでございますので、今後整備してまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

松くいの関係は、済みません、実は以前農林の担当をしていたときには、委員さんおつしやるとおりで、伐倒駆除処理で支障のあるものしか行政としては行つてきていなかったんですけども、23年度の予算の中では、その県からの補助事業の中で松くい事業をもつてきていたということを知りました。まだ制度的にもその国、県の方での制度も変わつてきているのかなというふうには思ひていたんですが、なお研究をさせていただきたいと思ひます。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 海域の調査でございますけれども、委員おつしやいましたように、この我が町のその海岸線そのものが、やはりその馬蹄形の形で東側に開いている関係で、この沿岸の沖合を流れるいわゆる寒流の流れからは、形の上からは少しその流れが緩やかになるというか、その形の関係から閉鎖的な状況にあるんだそうです。私もこれ聞きかじりなものですけれども、それで、これまでも私どものその湾内では、例えば磯焼けだとかということの調査をしておりましたが、磯焼けの原因というのはいろいろあるそうでして、一概にこれが磯焼けのその原因だというのはなかなかつかみ切れなかったものですから、これまではその海藻群落再生事業だとかということで、漁協のその青年部とかに委託して、それで以前には海藻があつたところに海藻がなくなつてきたものですから、その原因が食害ではないかと、つまりそのウニによる食害ではないかということで、ある一定区域を、ウニをその区域からとつて、別なところに取り除いた後のその海藻の生育ぐあいがあるのかだとかということを調査しておりましたがけれども、今回これだけその広範囲に津波で被害があつて、その区域だけではなくて全体的に、かなりその根こそぎ的に海藻がなくなつたところもあります

ので、今回そのこれまでやっておったような委託事業とかではなくて、全体的につぶさに調べてみなければわからないと。これまでも、こういうその閉鎖的な海域なものですから、私どもの湾内のそのプランクトンの状況がどうなのかだとかというのは、細々とは調べておりましたが、恐らく津波が、さらにそれが、その条件が変わっているだろうということが予測されますので、再度これを調査してみたいと、こう考えておりました、まずその海藻をもととして植物プランクトンが発生しまして、その植物プランクトンを食べるためにその動物プランクトンが発生して、それを食べるためにということでの食物連鎖がなっていくんでしょうけれども、まず海藻そのものがなくなってしまったのでは、これはもたなくなってしまうので、さっきも申しましたように、場所によっては潮の流れだったと思うんですけども、ほとんど被害のないところもあれば、かなり被害をこうむっているところも、この1年間の調査で出てまいりましたけれども、1年間だけではこれは全部つぶさに調査することができかねましたので、これをもう二、三年専門機関に委託しながら調査してみようと、こう考えております。それで、具体的には、今申しましたように、海藻の被害状況と、その後のその繁茂状況だとか、それから、それにプランクトンの時期的な今度は発生状況だとか、それから、そこにいる虫というか、その底生生物、それから磯場あたりのその生物の状況等を、これをその専門的な観点から調査してみようと、こう考えております。それをある程度データにとりまして、使えそうなものというか、ある時期には漁協の方とかにそういう情報を提供しながら、今後のその再生に資することができればいいような、そういうデータ収集をしてみようと、こう考えております。とりあえず、1年ではなかなか難しいものですから、2年ぐらいは継続してやってみたいとは私の方では考えております。

○委員長（鈴木春光君） 山内委員。

○山内孝樹委員 1点目のその農業委員の方ですね、農業委員としての機能は果たしているということで。それに伴いまして今答えていただきましたが、その農地の転用、大分短縮されているというんですけれども、なかなか先ほども言いましたように、待つ方というのは長いものでございます。その周知というのも折を見てしていってはいかがかなと思いました。この点は了解しました。

それから、松くいのは、23年度にはそういう事業があったけれどもというんですけれども、我々の耳には入ってきていないわけですよ。ということは、やはり周囲の皆さんにも入ってきていないという解釈ができるわけでありまして、そういう点を兼ねて確認を兼ねて伺ったわけでございます。

あと、分収林については、流出をしてしまったと、これは参事に直接話した経緯があるんですけども、契約書は私も持っていますけれど、分収林こういろいろな構成がありますけれど、その契約書というものを確かに確認をして、もう伐採終わっていますけれど、ある地域、そういうものを進めたのか。実は、例えばそこに1ヘクタールの面積があるにもかかわらず、1ヘクタールにも満たないのに、例えば分収林のその面積が70アールだと、ところが30アール上乗せして、その買った方がかなりちょっと損をしたというふうな話も入ってきているわけですよ。わかりますね。そういうことを兼ねて前も聞いたんですけど、今確認を兼ねて聞いたわけですよ。その契約書をすっかり見たわけではないですよ。だと思っんです。例えばコピーにしても、いいことではないけれども修正はできるというか、言葉は悪いんですけども、山師なんていうのは、我々もそのなりわいとして、高く買ってもらおうと思っても、高く買いますといいながら、できる限りその渋く見て買うわけですよ。ところが、多分そのプロがそういうことを言うというのは、大きな面積の差があったんじゃないかなと、私直接聞いたんですから。幸い私はそこには混じっていませんでしたけれどね。歌津地区ですけども。そういうことも兼ねて、これから分収林の伐期を迎えて、それを伐採する際に、この確認は的確に行っているのかなということでお伺いをしました。それは、十分怠ることのないように努めていただきたいと、このように思いました。参事の方は結構でございます。

あとは産業振興課長にお答えをいただきましたが、アワビのほか、ウニも魚介類も海藻もすべてブランドでございます。それらのような取り組みの基本が要でありまして、最後にお伺いしますけれども、先が見えませんが、その回遊性とか定着性というんですか、魚介類、ヒラメ、ホシガレイ、それからアサリ等のこの中間飼育及び放流を兼ねていたんですけども、これらの事業というのはまだ先が見えないんですかね。その点を最後にお伺いしまして、あとはアワビの成長ですね、先ほど言いましたけれど、なぜ穴が三つあったか、その成長は変化とともにどのように伴って変化していくのかということも、私も北海道で聞いたんですけど、これは委員長はもう簡明にというような目でこちらの方を見ておりますので、休憩に入りましたら課長に教えていただきたいと思えます。最後にお答えいただきます。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） お尋ねのその中間育成の関係ですけども、ヒラメだとか、それからホシガレイ、もちろんアワビも含めてなんですけれども、これまでヒラメだとかホシガレイを提供してくれていたその機関が、具体的には県の水産公社ですとか、あるいは国の水産研究所だとか、宮古の方にあったところなんですけれども、その施設も被害を受けた

そうでした、ホシガレイ、ヒラメのその稚魚を生産することができる状態ではないそうですので、そこが復活するまでは提供は難しいんだらうなと思いますし、それから、仮にそちらが提供されるにしても、今度は私どもの方で受け入れる施設がないと、また中間育成もできかねますので、当分の間は難しいのではなかろうかと思います。それから、アサリの稚貝に関しましては、地元の親貝を使って地元でやっておりましたが、この施設も被害を受けまして、すぐに再生できる状態ではございませんので、当分の間は難しいというかできかねるといのが現状でございます。

○委員長（鈴木春光君） はい、次に。ほかに何か。はい、三浦委員。

○三浦清人委員 最初に、ちょっと済みません、ちょっと鼻声で聞き取りづらいかもしれませんけれどもよろしく。

この特別委員会に入りまして、印刷の関係で私どもに配付した資料と、公開条例に基づいた、申請して配付した資料との誤差がといますか、違いがあるという話で、総務課長、議会に出した書類は間違いないと。その後、私、具体的にこの件はどうですか、あるいはこの件はどうですかと、それは後日報告してくれということでお話しておったんですけども、その後何も話がないものですから、委員長聞いていると思うんですね、委員長もそのときの話。そのときの報告をいつさせるんでしょうか。

それから、アワビの稚貝の購入の関係であります。まずは場所ですね、購入する場所、何か北海道はこづくれでっから、わかったとかわからないとか、あるいはその日本海は云々というような話、具体的にその700万円ですか、予算ですけども、どこから何個何センチ何ミリのものという計画はあると思うんですよ。その辺きちんと今決まっているのかどうか、これから交渉するのか、あるいは場所、その購入先をこれから探すのか、その辺の考え方どうなっているのか。ただ、その北海道については、最初はいい製品といいますか稚貝は来ないというお話ですが、何でもそうなんですよね。一応取引という観点から考えた場合に、お得意さんにはいいものを作って、新たなお客さんにはまあまあ余りいいものはやれないということで始まるわけですよ、何の取引でも。ただ、何年とこう続けているうちにお得意さんになって、徐々にいいものも来るということでありますから、最初の取り引きというのはそういう方向に進みますので仕方ないのかなと思いますのでね。やはり広く声をかけて置いた方がいいのかなと、1カ所だけではなく。例えば日本海の山形かどこかわかりませんが、そこがもしだめになった場合のこともいろいろと想定して考えておいた方がいいのかなという感じもいたします。

それから、お話を聞いていますと、その谷川の種苗センター、公社が震災に遭われて、ああいった施設を県内どこかに移動するというようなお話で、塩竈がやるようになったと。それで、我が町でも申し出をしたと、しかし決定といいますか決まったのは塩竈地区だというお話を承りまして、いつの段階でどういうふうな話があって南三陸町でも申し入れをしたのか、その申し入れする仕方というか、どんな形だったのか。県の方では、どこかやれるところありませんかということで、そういうお話があってこちらから話がいったのか、あるいはその公募型だったのか、どういうふうな形だったのか、塩竈に決定したというお話を聞きますとね、どういうことでやったのかですね。

それから、先日もお話がありました、このひころの里の指定管理ということで670万円ですか、お話がありまして、指定管理する相手方は決まっておるんでしょうけれども、その経営状況といいますか、収支報告書を話をしたところ、5月ごろ総会して報告がなされるというようなお話でしたけれども、我々はこの今回出された予算に対して、これは認定をする上で、その認定をするために必要書類なわけなんですよ。どういうふうなその運営状況なのか、680万円の指定管理料出して、680万円だけを評価して終わりなのかどうなのか、その辺の運営状況というものをまず、それにはやっぱり収支、義務づけられていると思うんですよ、町が指定管理した際に、受けたところが毎年出すということね。ただ、その締め切りといいますか決算が3月締めの後には5月とかいう報告にはなるのかと思うんですが、その際には、23年度分は無理だとしても、22年度のそういった収支報告あるいは決算あると思うので、そういったものだけでもいいですから、やはり議会にこういう状況でやりますよというような説明なりを、やっぱりする必要があるのであるのかなと思うんです。これは今たまたまこの指定管理の何に話しましたけれども、ほかの課長さんたちも、ここに出された予算というものに関しての裏づけといいますか、きちんとしたその資料というものも必要ですので、これは、こちらはこの認定したくてもできない状況をつくらないように皆さん、認定をしたくてもできないようなことにならないように、ひとつその辺でお話しておいていただければと思います。

○委員長（鈴木春光君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 印刷の関係でございますが、情報公開条例に基づく金額と議会に提出した金額に3万1,185円の乖離があるというご質問でございますが、これについては私どもが議会に提出した金額が正しい数字でございますが、この3万1,185円というのは、いろいろ調べてみましたら、別な業者の方で受注しておりました。多分病院の決算書だと思いますけ

れども。そういうことで、多分その情報公開条例で請求を受けた方が誤って佐藤印刷さんの方に入れたのではないかというふうに思われます。多分金額は3万1,185円で間違いないと思うんですが、これに該当する金額はそういう1件だけでございましたので、多分そういうふうな錯誤といいますか、ちょっと見落としといいますか、誤りではなかったんじゃないかというふうに思っております。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝購入の関係でございまして、これに関しましてはご存じのとおり、県漁協の歌津支所の方でこれまでもやっておりました、いわゆるその稚貝を購入して放流した部分に関しましては一定額を補助するという、そういうようなやり方をしておりました、委員がおっしゃるとおりのやり方をしておりました。昨年の方は、北海道の方にあるらしいですよということは、私の方も情報は提供しましたし、もちろん支所の方でもその情報はつかんでおったようですけども、言葉は悪いですけども、これまで取り引きがなかったものですから、恐らくというかそういう種苗生産の施設では余分にはつくって、一般的には多くはつくっております。だから、購入したいとなれば、なんぼか余っている部分は購入できないわけではないでしょうけれども、これまでのその取り引きがないところなものですから、その中からいいものを優先的によこされるということはないでしょうから、去年の方はあきらめざるを得ないんだということだったんです。では、今後はどうするのかということなんですが、できるだけ今度は早目早目に、できるだけその近い海域のところの方で当たってみるし、それから、これまで購入してきておりました県の水産公社の谷川の施設がだめになったんですけれども、それを七ヶ浜地区で再開するというものですから、そちらの方から、これまでどおりのその十分なほど購入できるかのところは、まだ確認はしておらないとは思いますが、その辺でなんぼかでも購入できるようなその探りを入れてみたいという、そういうようなお話ではございました。ただ、これまでどおりのその個数が全部確保できるかどうかはわかりませんし、それから、同じというか近い海域の、日本海側の方からの施設からもどれぐらい購入できるかは、まだこれは確定はしていないということだそうでございます。同じ海域でといっても、できれば日本海側よりも同じこちらの太平洋側の方が、一番無難なところでしょうから、これは直接確認したわけではないんですけども、宮城県の水産公社の施設復旧を切に望むというような、そういうようなお話でございました。

その宮城県の水産公社が、先ほど委員がおっしゃいましたように、牡鹿町の谷川地区にあり

ました施設が壊滅いたしまして、ここが再生するのが不可能だという状態になりましたとき、水産公社なんですけれども、これは公社ですから、宮城県の方も関係しております。それで、この数年間は、具体的にその運営に関しましては県漁協の方にはかなり協力というか、いわゆる職員を派遣してくれだとか、それでやっておったそうです。その場でのその再生が難しいとなった場合に、宮城県の方ではできるだけその近場というか、近いところでこの施設がどうしても必要なものですから、新しいところを探し始めたときに、私どもの方もその情報は、何も隠すものではなかったですから、何だったらば宮城県内で南三陸町がアワビのその生産がかなり多いというか上位というか、はっきりいえば一番多いですよ。ですから、その種苗生産地と生産地がすぐ近くの方が一番いいんだから、南三陸町の地域でやってもらえませんか、というようなお話は、文書とかではなくて担当の方に私の方もお話をしましたし、副町長とか町長とかの了解も得まして、そういうお話をした経緯がございます。ただ、そのときには、もう向こうの方ではいろいろと調べておったそうでした、それからその先ほど申しました県漁協の方も、そこの運営には結構その協力しておった関係で、県漁協のそういうその関係者の会議の中でも、宮城県も来ての会議の中でも、県漁協のこの地区の支所運営の方々も、できれば南三陸町のどこかでやってもらえませんかという、そういうようなお話はされたそうです。何月何日のその会議というのは覚えていないですけれども、それでもその宮城県と水産公社の方はいろいろなところを調査したんだそうですけれども、年が明けてからのお話なんですけれども、実は七ヶ浜地区でやることに、いろいろなところ、その候補地を見ましたけれども、そこにやることを決めましたのでということでのお話でもって、私どもの方にもその報告に来られたと。では、いつやるんですかと、できるだけ早急にその施設整備に取りかかりたいという、そういうような経緯でございました。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） ひころの里の経営状況に対する資料の関係でございますが、ご決定いただくに足りる資料として、23年度の状況がまだ出ておりませんでしたので、22年度までの数値をちょっとご報告をさせていただきたいと思っております。

入館者では9,420人、対平成22年度の数値は、対前年比で申し上げますと18%の減でございました、22年度。使用料は77万3,000円でございます。指定管理料は670万円というような状況でございます。23年度の運営の状況につきましても、その後ちょっとご回答として十分でなかったと思ひまして、あの後ちょっと聞いてみたんですけれども、やはり通常のいわゆる施設見学者的なお客さんがなかなか人数的には、どうしてもこういった状況なもので得にく

いというようなことから、団体の方々、ご婦人の方々が自主事業としてやっておりますばかり茶屋などの活動を一生懸命やっております、町の中のその公の施設もほとんど被害を受けてしまって、なかなかそういう食事をする場所もないというようなことから、入谷地区にお越しになる方々の昼食提供とか、あるいは、あわせてその入谷の歴史、自然的なところのお話なども努めてご紹介するようにしておりますというようなことで、お話を伺いました。予算的な部分では、何とかその入館料の落ちている部分について、逆にその自主事業の方で何とか数字を上げるように努力しております、24年度も何とかこの同じぐらいの水準でいけるのかなというような状況でございましたので、ご報告をさせていただきます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 まず、最初の印刷費の関係で、そうすると、発注した業者さんが違っていたと、要するにその3万1,185円については出していたけれども、別な業者さんだということですよ。すると、それはまず別な業者さんに、その3万1,185円は入っているということですね、この病院の決算書ですか、ちょっとそこまではチェックしなかったの。それから、広報みなみさんりくの4月号ですか、これはどうなっていますでしょうか。これも別な業者さんという形になるんですかね。この間その話もしたわけなんです。それで、話していたものから、こういうふうな質問がされる前に、きょうですよ、例えばきょうにしても一番最初に、こういう質問がされましたけれども、まだお話ししていませんということで、最初に本当はお話しするべきではなかろうかと思えますし、委員長もその辺の配慮といいますか、運営上も考えていただかなければならないと思うんですが、忘れておったのかどうか分かりませんが、その辺きちんとやっていただきたいと思えます。執行部も語らなければ黙っていた方がいいみたいな形でなく、やはりこういう場所、委員会で質疑あった場合には、もう言われる前に言わなければならないということで、やっていただきたいと思えます。

それで、そのこれから稚貝を購入するところも検討すると、どこがいいかいろいろ検討するということで、やられるそうで、要はこの谷川にあった県の水産公社の移転といいますか、そうした施設を、結果的には七ヶ浜になったということで、その前、決定する前は要は綱引きしたわけですよ、南三陸とその地区というか塩竈ですか、綱引きに負けたんだね、要は力がないね、全く。私、前からできれば町で、このこっちの町でやった方がいいという発言は何度もしていたんですよ、議会で。谷川が、以前研修というか視察に行ったときに、なかなか経営が難しいという話をされまして、ならば、じゃあ町でそういったことも運営してもいいのではないかなというような話もしたことは何度もあったんですよ。いいチャンス

だったわけですね。これ課長に向かっていうのもおかしいけれども、いいチャンスだったんです。もう少し力を入れれば、こちらの南三陸に決まったこともあったのかなど。力の入れぐあいがい足りなかったと思うね。向こうが力があるのではなく、こちらが力の入れ方が足りなかったと、結果的にですよ、その辺どのように感じていますか、負けたことによって。もったいなかった。だって、決まってしまったから仕方ないでおさめるのかどうなのか、その力のなさの責任というものをどう感じているかという質問なんです。そこなんです。

それから、22年度の決算は21年度よりも17%ぐらい、ひころの里ね、減っているということで、入館料も少なくなって、ことしも去年並みにやっていきたいというような希望で今やっているような話なので、どうなんですか、その何といいました、団体名、ご婦人方の団体でしたよね、横文字の。余りこのいろいろな質問したいんだけど、この中に関係者の方もいるようなので、非常に発言しにくいですが、私も。昨年でしたか、多分自分で手を挙げて、除席願いをお願いして除席をした経緯もあるんですが、ことしはそういうこともないので、私たちも非常に言いづらい面もあるんです。それで、どうなんですかね、無理させなければいいんじゃないかなという感じするんです。何か無理してやっているんじゃないかと、その団体の方々ね、指定管理だからやらなきゃならない、あるいは町からお金を来るからやらなきゃならないんだと。そうじゃなく、もう少しこの積極的にやられる団体というのはないんですかね。むしろそういうふうな方々がいるのであれば、そちらの方に指定管理も移行してもいいのかなという感じするんです。せつかく670万円出しているんですから、その効果といますか、それを南三陸町の名前を売る、あるいは南三陸町の財産を管理していくという観点からも、やっぱりもう少しやり方とかなんかを変えていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。その辺いかがでしょうか。

○委員長（鈴木春光君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時25分 開議

○委員長（鈴木春光君） おそろいでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦委員に対する答弁をお願いします。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） まず、1件目の広報4月号の関係でございますけれども、震災直後取材活動が全くできなかったということで、4月号については発行いたすことができま

せんでした。ご報告します。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） では、私の方から種苗センターにかかる問題についてお話しさせていただきませんが、県として検討した地域は8カ所でございます。当町から南は亙理までということで検討をした経緯がございまして、その中で県として一番のポイントは、一つが水温、水温が高い場所ということでございまして、それが今回七ヶ浜の場合は、こちらの方より水温が2度高いと、成長に後で大きく左右するというのが一つ。それから、もう1点はすぐ再開をできる場所、当町では波伝谷地域ということでお示しをさせていただきましたが、ご案内のとおり地盤沈下しているということで、当面ここはしばらく再開するまでには時間がかかると、したがいまして、七ヶ浜につきましてはすぐ再開できるということがございましたので、そちらの方でいきたいと。いわゆる水産の復興をいち早くやるためには、とにかくこの事業に取りかかりたいというのが県の意向でございまして、そちらの方にいったと。それから、管理面の問題もございました。そういったトータル的に、この8カ所県として精査をした結果、七ヶ浜の方が適地ということになって、七ヶ浜に決定したということでございます。

それから、もう1点お話しさせていただきますが、うちの方で波伝谷地区ということでお話をさせていただきましたら、あそこは当然川がございまして、その淡水の影響を受けると、非常にどうなるかということが非常に難しいということがございましたので、波伝谷地域としてちょっと難しいというご判断が県の方でございましたので、お話しをさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 一応ひころの里、農林施設ということで、農林担当の立場でお答えをさせていただきたいと思いますが、現在受けている指定管理者につきましては、意欲的、積極的に地域の資源や歴史を生かしてひころの里を生かした施設運営をしたいというようなことでの協定を結んでございますので、その意をくんで、なお適正に運営していただけるように、こちらからも指導していきたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。どうぞ。

○三浦清人委員 その4月については発行しなかったということですね、広報につきましては、はい、わかりました。

それから、波伝谷地区の場所ということで、候補地ということで、ただ水温の関係とか、い

ろいろと条件等で負けてしまったということでありまして、もう少しで我が町の方にそういった施設が来ることができたなど、非常に残念であったということです。水温とかそういったものにつきましては何とでもなるわけですよ、施設ですからね、何とでもなるの。そのままですよ、例えば谷川にしたって七ヶ浜にしたって、そのまま海水を上げてやるんじゃないんです。全部温度管理から何からしてやる施設なんですから、これは南三陸町波伝谷にやらない理由づけなんですよ。いろいろとプロポーザルというのありまして、正式なプロポーザルでやったわけではないでしょうけれども、この地区にやるためのいろいろな理由づけというか、これをこの地区を外すためにはいろいろな理由づけをするわけですよ。ですから、その8カ所が南は亘理までとありましたけれども、もう少し頑張っただけをさせていただけなかったのかなということで、非常に残念に思っております。

それから、そのひころの里の管理なんですけど、年間何日ぐらいやられておるのか、年間ずっと365日やっているのか、あるいは日曜日休むのか、寒い時期は休むのか、今の1月、2月は閉館というか、あけてお客さんを取り入れているのかどうなのか、その辺どうなんですか。もし、今活動していないのであれば、もう既に収支報告なんかもできていると思うのでね、具体的にその今、先ほど課長、参事の方から、入館の人数が22年度は21年度より17%ぐらい減少しているということですが、その全体の額ですね、670万円を委託管理してもらっているんですけども、全体で例えばその670万円という金額、指定管理料は全体の事業の何%ぐらいに当たるのか、大体の年間のその収支の額というのはおわかりだと思うので、わからない、22年度でいいんですけども。それでは、後で。委員長、その年間の取り扱い高、その団体の額が今ちょっとわからないようなので、午後にでも報告させていただきます。その間、またそのときにまたこのお話、質問したいと思うんですが、よろしゅうございますか。

○委員長（鈴木春光君） はい。では、あと振興課参事、そのへんよろしく資料等も、答弁よろしくをお願いします。

○三浦清人委員 いや、答弁ももらって、今わからないから、後でもらう、この款が終わってしまう可能性があるから言っているんです。そのときに引き続き質問させてもらってよろしいですかという質問です、委員長に対しての議事進行場の質問。

○委員長（鈴木春光君） 質問の対する答弁だから、款項が一応締めてもそれは……答弁する、では答弁。参事。

○産業振興課参事（高橋一清君） 今、手元の資料めぐりながらなもので申しわけございませんが、休館日でございますが、協定の上では毎週火曜日と、それからあと年末の休暇というこ

とで協定を結ばせていただいております。年末の、ちょっとだけお待ちください、ということになってございまして、今も基本的にはそれに従って運営をしていただいているところでございます。

それで、22年度の事業報告書、おととしのものですけれども、ごめんなさい、今年度ですから前年度のものですけれども、収入、支出それぞれ申し上げますと、収入額で825万2,000円ほどの収入額となっております。支出額の方が802万6,000円ほどの報告をいただいているところでございます。したがって、その収入820万円のうちの670万円が指定管理によって運営をされているというような状況でございます。支出の方は、施設の運営費と、それからあと人件費などが主な費用になっているところでございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 はい、わかりました。825万円ですね、約800万円がその事業費といいますか、収入、支出ね。毎年この大体これぐらいの推移でこういつているかと思うんですよね。ただ、若干その入館する数が少なくなっていますので、徐々に減ってきていると、右肩上がりでなくて右肩下がりという形でやられているような状況で、その事業費の大半が多分人件費だろうというふうに思っていますしね。何か人件費に払うためにやられているような感じもしないわけでもないですね、この割合を見ますとね。もう少しその自助努力といいますか、この団体のその努力が全く努力というのが見られないような状態。それで、この残高はこう毎年繰り越しているんですかね、収入に対する支出ということで、今22年度のやつ見ますと20万円ぐらい残っているわけですね。それは毎年こう繰り越しで積み立てになっているのかどうなのか、それを今度はたまったら皆さんで分けるのか、旅行に行って使ってしまうのか、どうなっていくのか、その辺も。それで、人件費の内訳わかりますか。1日何時間労働で幾らぐらいお支払いしているとかというのはわからない、後でその22年度の決算資料というのはコピーか何かして渡してもらえませんかね、後でよろしゅうございますから。その辺、別に問題ないですね、我々に出す分についてはね。町が出しているお金ですから。その辺できれば早いうちにコピーして出していただきたいと思うんですか、委員長、その辺のお取り計らいをお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 参事、よろしゅうございますか。

○産業振興課参事（高橋一清君） はい、私の方では手元の資料の範囲でお答えできるかと思えます。

○委員長（鈴木春光君） はい、用意できるそうです。

次に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、5款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、6款商工費、94ページから103ページの細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 商工費の方を説明させていただきます。

まず、94ページでございますが、商工総務費は特に説明のところはございませんで、2目の商工振興費でございます。95ページの19節負担金補助及び交付金でございますが、真ん中辺に融資保証料の補給金がございます。これは、中小企業振興資金あっせん条例に基づく資金の融資を受ける際の信用保証料の補給金でございます。

それから、その下に企業立地奨励金250万円を計上してございますが、これは、企業立地奨励金の条例に基づきます奨励策の分を250万円計上させていただきました。

その下段の方に起業支援補助金、いわゆる起こす方の起業でございます。これを町内で新たに事業を始める方に関しまして支援するというので、1件当たり300万円ということで、今年度被災後新たに起こしたいという方が出られるのではなかろうかという期待も込めまして、23年度は3件の実績でございましたが、もう少しふやしまして5件ほど見込んでおります。もっと出てくればまたうれしい限りでございます。

それから、21節の貸付金でございますが7,000万円、中小企業振興資金の融資の預託金でございます。さきに条例の制定でご説明いたしました中小企業振興資金の関係で、町内の金融機関にこの金額を預託いたしましてこの7倍までを融資していただくというようなもので、毎年度これは預託をいたしまして年度末にまた回収するというものでございます。

次に、96ページの方にまいりまして、労働対策費でございます。1節の報酬でございますが、無料職業紹介所の相談員の1名分でございます。23年度は週に4日間開設しておりましたが、24年度は、施設も役場の新しい建物の一画をお借りしまして、週5日間開設しようと考えてございます。

それから、7節の賃金でございますが、新規学卒者臨時職員の賃金ということで、高校を卒業して就職できないという方に関しまして、町でこの方を臨時職員として採用するという計画で2人分を計上してございます。

19節の負担金補助及び交付金で、ここにも新規学卒者雇用促進奨励金で600万円を計上してございますが、これは、町で雇用するのではなくて、新しく高校を卒業した方を町内の企業が雇用していただいた場合、この方に関しまして、6カ月以上雇用された場合には1人当た

り10万円を補助するというような制度でございます。失礼しました。30万円でした。申しわけございません。

次に、4目の観光振興費でございますが、97ページの方にまいりまして19節の負担金補助及び交付金で、ここの最下段の方に観光振興対策事業費補助金ということで755万円を計上してございます。23年度ですと1,300万円ほど計上してございましたが、今年度志津川湾夏まつりあるいは歌津恋来い浜まつりの分の補助金に関しては、今のところどうなるかわかりませんので計上はいたしませんでした。その分と言っては何ですけれども、その下の25節の積立金に観光振興等基金ということで、その分というわけではないですけれども、530万円を積み立てさせていただきます。

次に98ページでございます。

98ページの観光施設管理費でございますが、ここで13節の委託料に田東山観光整備業務委託料ということで、ツツジの剪定とか消毒とかをこれまでもやっておりましたけれども、大筋はつつじ保存会の方へ委託しようと考えてございます。

6目の消費者行政推進費に関しては特に説明ございません。

99ページ、7目の震災等緊急雇用対策事業費でございますが、この件に関しましては、これまで緊急雇用創出事業ということで緊急雇用事業とふるさと雇用と2つ分けておったのですが、これが23年度からなんです、震災等緊急雇用対策事業という名称と、一連の事業なんでございますが、102ページの方には今度2つに分けた関係で、生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業と長ったらしい名前でも2つに大別されました。

また99ページの方に戻っていただきたいのでございますが、ここで7節の賃金7,717万5,000円を計上してございますが、これは町が臨時職員として雇用する分で17事業を計上してございます。賃金は7節ですが、町の臨時職員ということなものですから、その上段の4節の方で共済費として社会保険料も計上してございます。

次に100ページの方をごらんいただきたいのでございますが、11節の需用費がございまして、その前に101ページの13節委託料の方をごらんいただきたいのでございますが、これはさっき申しました緊急雇用事業の名前が震災等緊急雇用対応事業ということになりましたが、これは外部へ委託して行う事業でございまして、この13節の委託料の中には社会保険料だとかそれらも含まれていますが、これは主に人件費でございまして、委託事業をするための、いろんな仕事をするために物品が必要になりますので、その物に関しましては100ページの需用費の方に若干計上させていただいているというような内容でございます。

今度は102ページの方をごらんいただきたいのですが、8目で生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業ということで、これも外部の事業所だとか団体だとかに委託して行うもので9事業を計上させていただいております。

99ページから102ページまでのいわゆる震災等緊急雇用創出関係と生涯現役の雇用創出関係の事業、合わせまして18億7,000万円ほど計上してございまして、これで604名の方の雇用を創出しようと考えてございます。予算書には説明の段階、何々委託料だとか何々事業ということばかり載せてございますが、この事業のもう少し詳しい内容に関しましては、議案関係参考資料の方の48ページから一覧表を記載させていただいております。

表の方の例えば48ページで、事業名を記載してその次に事業区分、直接というのは町が直接臨時職員として雇用するという内容でございまして、その次に事業内容だとかを記載しています。一番後ろの方には担当課等を記載してございます。

それから、委託分に関しましては、先ほどの事業区分のところ49ページから出てまいりますが、委託という形で記載させていただいております。事業区分で委託ということです。それで、担当課等には各課の名称を入れてございますが、ここは窓口となってもらって担当課というような内容でございます。かなり一覧表としてもボリュームがあるんでございますが。

説明としては以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（鈴木春光君）　ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時といたします。

午前 1 1 時 5 0 分　休憩

午後 1 時 0 0 分　開議

○委員長（鈴木春光君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

担当課長による細部説明が終わりましたので、6款商工費の質疑に入ります。質疑をどうぞ。千葉委員。

○千葉伸孝委員　何点かお聞きしたいと思います。

96ページ、観光振興費8の報償費、観光振興アドバイザー謝金、この内容ですね、人数とかどういった感じの内容なのか、お願いします。

あと、98ページ、観光施設管理費、この部分の、やっぱり先ほどから議論されている管理委託制度の関係なんですけれども、神割崎キャンプ場施設指定管理委託料、この700万円、戸倉地区には被災地においてもなかなか道路も難しいし、十三浜の方の道路ももう軒並みやられ

ている中で、先ほど来町の方のこの金額ですか、この管理委託の、これに関しては前の金額を参考にしていて、そういった中で今回も700万円ということで出ていますが、神割崎キャンプ場、果たしてこの瓦れきの中を歩いてあそこまで行って、あそこが事業として成り立つか、その辺がちょっと私は心配です。その辺の考え方説明してください。その二つお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、観光アドバイザーの謝金の関係でございますが、いろいろと観光関係で来られる場合に、講演会だとか、あるいは報告会だとかというのは年間数回、場合によっては開催しておるんですけども、その際のその講師の謝金だとか、それらを見込んで計上させていただきました。

それから、98ページの神割崎キャンプ場の施設の指定管理の委託の関係でございますが、ただいま委員おっしゃいましたように、23年度中はこういう状態だったものですから、キャンパーそのものの有料の利用者は皆無でした。ただ、草刈りだとか掃除だとか、あるいはその必要なところの手入れだとかというのはしなければならなかったものですから、今年度23年度の分の決算というのは、まだ出ておりませんが、完全な赤字ということでございました。これは、管理を任されている方の何と申しますか、怠慢による入れ込み客の減少というわけではまいりませんので、不可抗力ということなものですから、基本契約と、あと毎年度契約する分というのがあるんですけど、その中で管理料の分に関しましては若干上乗せというか、23年度の分の赤字分を若干その補てんするという形での額を見込んで計上させていただいております。ただ、これが今現在キャンパーが皆無とは申しましたけれども、いわゆるそのキャンプの時期にはある程度は回復、施設そのものは電気が通じたりはしたんですけども、何せそのお客さんがほとんど来なかったものですから、これが24年度になってから劇的に改善するかというと、なかなかそこは見込めないのではなかろうかなと、今はそのようには思っております。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 今のキャンプ場の件に関してなんですけれども、課長の話を聞いても、結局その施設とか、あとその周辺の環境整備に関しての資金としてやっぱり必要だと、そういった形に私は受け取りました。ただ、こういった管理指定者制度に関しては、やっぱりお金をやって、それでもって運営してもらって潤って、あと観光客とか町民の人たちにもプラスになるということが、やっぱり原則にあると思うんです。そして、先ほどもひころの里ですか、

その辺もやっていましたが、収支関係見ても、やっぱり人件費だけかと、あとは施設の整備関係もあるのでしょうかけれども、だから、今被災して、その状況の中でこの管理委託制度が果たしてどうかということも、私は考えるべきだと思います。そして、ここでまた700万円、前回は700万円、またことしも700万円というような形で果たしていいのかなと私は思います。その辺、町の方で検討する余地があるんじゃないかと思います。この辺検討の考えはないのか。

あと、先ほど来町長は交流人口ですか、こっちの方をうたっています。そういった中で、歌津の仮設商店街ができて、志津川の仮設商店街ができて、町長も話されたように、確かに行列できています。確かに27件の施設の中で、食堂関係とか、あとお土産売り場、いっぱい人が来ていました。この間も私行ったら、夜もちょっといっぱい入れませんでした。そのぐらい結構盛んに仮設商店街、観光という全体を面でとった場合には出ています。その割には、ちょっと入り口と出口と、あのスペースはちょっとどうなのかなと、あの辺は改善の余地が絶対あるはずですよ。1年間は町の方のもの、管理下の中であって、1年たったら商工会に渡すというような形の中身だったと思うんですけども、その辺もそういった感じの中でいった場合に、最初は3年、それが5年、そして町の方向性的には26年度にかさ上げということなので、26年度からこうかさ上げ事業がいろいろ始まっていったときに、あそこを本当にいつまでやっていくような方向で考えているのか。この中での質問は、いつまでやっていくのか、あと、志津川の仮設商店街の出入り口、その問題について町の方ではどういった取り組みしていくのか、これをお願いします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、キャンプ場の指定管理の関係でございますが、委員がご指摘のとおり、この指定管理者制度に関しましては、ここも含めて、またほかにもいろいろな施設があったのでございますが、これは津波前にその基本的な契約を結ぶという方針だったものですから、津波後に関しましては、若干というかその昨年度ではなくて23年度中に津波後に見直した経緯もあったんですが、それ以外のこの施設も含めて、抜本的な見直しは必要になるのではなかろうかなとは思っています。ただ、とりあえずは、今回私どもの方で載せていただいたのは、委員のご指摘のとおり、ここのその管理のための人件費相当額、そういうような考えではおります。

それから、2点目の仮設商店街の関係でございますが、確かに出入り口というか、あの場所そのものの立地場所そのものが、果たしてもっとほかにもいいところがあれば、それに越した

ことはなかったんですけれども、ちょうどその入り口のところが見通しが何というんですか、若干カーブしているところもありますので、その辺で最適地とは言えないのかなとは思ってはおります。ただ、仮設商店街を設置するのに、いろいろなその候補地は、いろいろなって何か所もあったわけではなくて、あそこぐらいしかなかったものですから、あそこに設置したんでしょうけれども、あとはそのレイアウトとか店の配置だとかに関しましては、やっぱり商工会を中心として検討していただいて、ああいうレイアウトになったんですが、計画どおりそれでよかったかどうかというのは、委員が言われるように若干せまいということだとしても、ただ、すぐにその移せるわけでもございませんので、その辺のところは簡単にすぐ直せるとは言いにくいところがございますが、そういうふうな状況でございます。

それから、あくまでもその仮設の店舗ということなものですから、中小企業基盤整備機構との間では、おおむね5年程度をその仮設のめどにということにしておりまして、その間に例えばまちづくりが、町のその復興の中で、そこを例えば新たに道路を通すだとか、あるいはかさ上げをしなければならないという場合には、5年以内であってもそこを撤去してもらいますよという、そういう条件でやっております。

○委員長（鈴木春光君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 夏に向けて、本当観光シーズン、被災地でありながら観光シーズン、やっぱり町が資金として得るためには、やっぱり観光客に来てもらって、その人たちにお金を落としてもらうことが、町民にとっても商工観光にとってもその辺がプラスなので、やっぱり神割崎は私は必要だと思います。やっぱり整地でもそういうのをしても、やっぱり皆さんどこか見に行くところといたら、被災地見るよりもやっぱり自然美を見てもらうんだったら、やっぱりあいった神割崎キャンプ場、この部分にもありますけれども、田東山ですか、あの辺のやっぱり道路の整備、あとツツジの整備、その辺は必要だと思います。南三陸町に来たならば、瓦れきとかそういった被災地しか見るところがない、やっぱりそれは観光じゃないと思うんです。だから、そういった形でも神割崎、そしてあのツツジ、ひころの里に関しても、私は必要だと思います。やっぱりどこか観光の拠点として何か所を見て歩く、そういったルートが必要だと思います。こういった観点から、さきのアドバイザー謝金ということに関して、いろいろな講演会云々と言っていますが、この被災地にとって観光との密接な関係をアドバイスするための人かな、そのアイデアをもらう人かなと思ったんです、この謝金というのは。講演会だけではなくて、これからのまちづくりの環境はプロが来て、本当にその部分を一生懸命こう考えてくれる人があって、その人に謝金だと私は思いました。だから、

今の話ですと講演会とか、何かそういった形あったときの謝金と言っていますけれども、これとは別に、やっぱりそういった観光の新しい方向性とか、被災地における観光という面からも、やっぱりそういった資金をつくって、やっぱりアドバイスしてもらう本当のプロとか、あと斬新的な考えを持っているアドバイザーを町として雇ってというような感じの方向も、町として考えるべきではないでしょうか。産業振興課のその部署に関しても。そのように私は思います。その辺ももう一回お聞かせください。

あと、課長が立地関係話していましたが、やっぱり立地はもうあそこしかないと思います。それに関して私は異論ありません。ただ、今被災地では、どうしても工事をやったりして、時間に追われる生活が多くて、車なんかもみんなスピード出しています、朝晩は。そういった面からも、南三陸町やっぱり事故、私多発していると思います。それは、時間に追われる生活の中で、やっぱりそういった事故が起きているんだと思います。そういった観点から、あその場所は私はいいいと思います。ただ、安全面を考慮して、今からですと入り口の部分がやっぱり進入禁止ついていますけれども、あそこからも出てきます。やっぱりその交通面をしっかりとあそこしておかないと、何か起こったら南三陸町の仮設で事故が起こったと、やっぱりこれはマイナスイメージなので、やっぱりその辺を何とかしてほしいという課長へのお願いです。

そして、あと一番危険だと思ったのは入り口ですね。入り口のあそこは本当に危険です。幅も狭いし。やっぱり商工会さんでやっているんだらば、やっぱり町がその辺を支援して、多くの観光客の方が来ているんですから、町で予算つくるかどうか、機構が出すかわからないけれども、その辺は何とか安全面だけは町で確保しなければならないんじゃないかなと思います。もうたくさんの人来ています。私もここ1週間で4回ぐらい行っていますけれども、すごい人数来ているんです。そういった面でも、あその整備関係、今後どうするのか、入り口に関して。

あと、今私はあそこ最高の立地地点と思いますが、あの土地に関しての町としてのかかわり、結局借地としてお金があそこに発生しているのか、被災地のお金が発生しているのか、その辺お聞かせください。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 観光アドバイザーの関係ですけれども、確かに委員おっしゃるとおり、いろいろなやり方があると思うんです。こちらに、この南三陸町のこの地域、地内でやるだけではなくて、例えば呼び込むために旅行会社だとか、あるいはそういう関係の

方々を対象に、その別な地で、例えば23年度中もこちらでお金出したわけではないですけども、仙台市内でそういう関係の方々集まっていたいただいて、それで南三陸町の現状を話していただくとかと、そういうようなあれにも使えるかと思っておりますので。

それから、その仮設商店街の関係ですけれども、確かに今ご指摘のとおり、いろいろとその辺の安全対策はこれで万全というわけではないとは思っております。ただ、あそこのその出口のところから入っていくとか、それは復興商店街のそういう組合もございますので、そちらの方でそのやり方を決めてはいるんですけど、それに対しまして、さらにこういうような指摘もありますよということを再度申し入れはしながら、その辺は改善していきたいと思っておりますが、あとはそのハード的な面で、その駐車場の入り口に看板を設置するだとか、誘導するだとかということに関しまして、それはそちらの組合の方と、お金の出し方も踏まえましてそれらを相談していきたいと、こう思います。

それから、あと土地の関係でございますけれども、借地料に関しては、町が管理するという、そういう管理というか、使わせてもらうという形ではなっておりますが、町の方からそこにその借地料を払っているということにはございません。それは使う方々の方で謝礼なり何なり払うことはありますけれども、町としてはそこを借りる関係で借地料は支出はしておりません。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。はいどうぞ、千葉委員。

○千葉伸孝委員 安全面だけは、何かその組合の方と話をして、何か町でもアドバイスして、いろいろな提案して、やっぱり何かが起こってからでは遅いわけですから、そして、きょうも月曜日なんですけれども、大型バスでキラキラ丼を食べに来ると、こういったお店ありました。とにかく多くの方が来ています。そういった面からも、今南三陸町において何がすごいかとか、結果的に何が求められているかといったら、やっぱり仮設商店街の、あれがやっぱり一番今志津川町の魅力だと思います。だれも被災地見に来ません。町長も言ったように、やっぱり被災地支援は何か買ってものを落とすとか、行って何か泊まったりとか、いろいろな手段でもってお金を落とすことが、被災地への復興支援というような形の考えで、もう今全国民がそういった形になっています。この被災地にわざわざ東京からですよ、それ来るんですから、やっぱりそれ本当ありがたいです。そういった人たちの安全を守るのは、町としてもやっぱり当然のことだと思います。やっぱり働きかけ、支援も含めて町がその辺は安全を確保して、その辺はぜひ町の方からも働きかけるし、協力する体制を整えていってほしいと思います。終わります。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ただいま委員がおっしゃいましたように、この町に来ていただいてお金を落としていただくことが、本当の意味でのご支援になると思うんですが、震災直後は話に聞きますと、関東圏の方からこちらの方へボランティアのそのツアーを組んで来られたんだそうです。こちらの方にはお昼を買うところも何もないものですから、こちらに入ってくる前に、そのツアーの中にお昼までそちらで用意して、そしてこちらに来てそのボランティア活動をして、瓦れき片づけとかをして帰っていかれると。関東圏の方には、こちらにいろいろな支援をしたいんですけども、ただ見に行っていいたらどうかと、そういう考えを持った方が結構おられるんだそうですが、今委員おっしゃっていただいたように、仮設の商店街だとかもできてまいりましたし、それから、こちらではその若干でも被災を受けていない宿泊施設もございますので、余りかたく考えないで、ボランティア活動しなければならないだとかということではなくて、その後その被災地がどうなっているのかを、物見遊山というところとあれですけども、何もしなくてもいいですからとにかく来ていただいて、ここを見ていただいて、そしてできれば地元で物を買っていただくというのが、それが一番その復興につながるんだらうと、そういうことをさっきの観光アドバイザーの件も含めまして、ここからなかなか発信しづらいとしても、いろいろな面からそういうようなそのメッセージとか、そういうのを発信していくのが復興につながるのかなということで考えております。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。小山委員。

○小山幸七委員 95ページの19負担金補助及び交付金のところで、商工物産振興対策事業補助金について、これはどのような商工物産に対する補助なのか、やっている方の。それと、その下の起業支援補助金1,500万円ですけども、これ先ほど300万円と5件分とあったんですけども、これは例えば500万円の費用をかけて店をやる方にも300万円、5,000万円欠けてやる方にも300万円の補助なのか、そこのところをお伺いします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 物産振興対策事業補助金に関しましては、町の方で……済みません、今探しかねていましたので。条例で、この事業費の補助金に関して記載していただいて、主に商工会あるいは物産振興連絡協議会とかに事業をするために補助金を出しているということなんですけど、今回は特にその商工会等に関する補助金と、それからいろいろなところで物販とかをする際のその事業費のための補助金ということで計上させていただきました。

それから、その下の起業支援の1,500万円でございますが、これは金額を幾ら投下したから

その何%補助というのではなくて、この南三陸の町内で新たに事業を、そういうその人を雇用しながらも含めてなんですが、ことを雇用しなくても事業を新たに始めますよと、そういう計画でもって実際に事業を始められた方に対して、300万円を限度にその補助をするということにして、新たに始めるので、フランチャイズ店だとかは除きますけれども、そういうような形での補助要綱に従って計上しておるとい、そういう内容でございます。

○委員長（鈴木春光君） 小山委員。

○小山幸七委員 初めの方のこの商工物産振興会というのは、歌津の方に今度伊里前の方で産直の上屋というか2店舗建てるような構想があつて、もう間もなくその敷地も決まって建物なんかも建つような話が出ているんですけども、そういうところには補助が出ないんでしょうか。

それと、2番目の方のこの起業支援補助金ですね、これは新たにやるという方への300万円の補助ということですけども、例えば海の方ですと、今そのお金の出るところは違つておつても、みんな初めてやる人、あるいは今までやっていた事業が破壊されてこれから再びやる人といろいろあると思うんですけども、海の方は大概相当な補助金が、補助が出まして、自前で出すのは本当の何%、何割くらいの割なんですよね。それでやるんですけども、陸の方でも工場を建てる、あるいはそういういろいろなフランチャイズ以外でやるというと、相当の資金がかかると思われるんですね。それで、今何社ぐらいが町の方へ今度初めてやりますよと来ているかわかりませんが、300万円ぐらいでは、陸の場合でも基礎をつくる、あるいは上屋をつくるかやるにはちょっと不足するんじゃないかなと思ひまして、今質問しているんですけども、それが上限300万円ですよ、それで資金をみんな蓄えてやるにしても、今起業、まず初めてやられるという方へのこれ補助金と言いますけれども、そうするには相当な資金もかかると思われるので、できればその総額の何割を補助するという方向でいったら、やる方にも多少有利というか、やりやすいような感じがあると思われるんですが、ただ、その多くの人たちが今からここへあれして店を出すということは、確かに大変ですけども、しかし、復興に向けてそれだけの意欲のあるという会社があれば、ある程度補助を出して、それにつながる雇用もふえていくと思うので、そういうことは奨励してやった方がいいのではないかと、今質問したわけです。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今のご質問の最初の方の、その2人の企業が該当するかどうかというのは、今この場でそれが該当するとか何とかと、詳しく聞かないと何とも言いかねま

すので、それは後で詳しくご相談いただきたいと思います。

それから、その企業立地、2番目の方ですね、委員が言われるように、大規模なその資本投下でやらなければならないというものに関しましては、企業立地奨励策だとかというのがございますので、ですからそちらの方でお願いしたいと思いますが、ここに記載してございますのは、いわゆるその業を起こす方の起業支援ということでございまして、それで地域の地域資源を使って新たに始める方に関しまして、例えばその1人のその個人または団体につき300万円なんですけれども、例えばその開業準備資金だとかいろいろなその、あとは運営にかかる部分ございますよね、それらに関しましても上限を決めておりまして、私もっともっと一般に考えるその、例えば工場をつくってどうこうするというと、もっともっとお金がかかるのは当然でして、それの方は、今度はその企業立地奨励策というか、それも条例の方にございますが、そちらは企てる方の業ですね、そちらの方は、例えばその不動産、投下した不動産というか、経費に見合う不動産のその固定資産税相当分を何年かにわたって補助するだとか、あるいは、そこでその雇用された方に関しましては、雇用奨励策もそこで持っているということなものですから、この場合は起こす方に関しましては、今のところその限度額が300万円までということになっておりますので、ここでそれをご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 小山委員。

○小山幸七委員 はい、了解しました。

○委員長（鈴木春光君） はい、次、大瀧委員。

三浦委員、大瀧委員です。

○三浦清人委員 私一番最初に手を挙げたんですよ。なぜこっちを見ていないの。俺はいいと思って立ったんですよ。

○委員長（鈴木春光君） いや、双方見えています。

○三浦清人委員 見ていません。

○委員長（鈴木春光君） こっちも見なくてはいけないから、そっち落ちたかもしれないけれども、見ていますから。はい、大瀧委員。

○大瀧りう子委員 大瀧です。小山さんと一緒に手を挙げたので、私は。多分、委員長見ていたと思います。

95ページの商工振興費の中の19節負担金補助金のところでちょっとお尋ねします。本当に商店の方たち大分被害を受けまして、大変な状況で今おります。この中で企業立地奨励金、そ

れから起業支援補助金ですか、こういうのも前年度よりは随分割り増しというか、支援しているように私は見えていました。それで、特に起業支援事業費には300万円の5件、前年は3件だったということなのですが、どうなのでしょう、5件ということは、大体もうそういう予定というか、そういう企業が出てきているのかということですね、そういうのがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、その次の96ページに新規学卒振興奨励金ですか、これも前年度よりは結構随分増額されておりますが、この辺で今年度の新規学卒者の予定、どれぐらいになっているのかお聞きします。

あと、102ページの8目の中で、生涯現役全員参加のところ、農園コミュニティ推進事業委託事業料、これが設けられていますが、これの中身、内容についてお尋ねします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、起業支援補助金5件を見込んでおるんですけども、現在5件がその相談に来ているということではなくて、年度改まってから恐らく5件以上は出てくるだろうという、そういう見込みのもとで計上させていただきました。これがもっとも多くなってくれば、それだけその復興するしにぎやかになるしということで、いいことなんですけれども、23年度は3件しかなかったんですけども、もっとも多くなってくればいいという、そういう期待も込めております。

それから、2番目の96ページの新規学卒者の援助賃金でございますが、これに関しては、実は地元の（「内容はわかります」の声あり）ええ、地元というかその高校生の就職状況でございますが、地元の志津川高校では就職希望者は全員就職100%見込みがついたようでして、それから本吉響高校も100%就職希望者の子供たちはついているということだそうです。気仙沼地区に関しては、ちょっとそこまで詳しい状況はわかっておりませんのであれですけども、それで、今現在これは就職が決まらなくてどうにもならないという場合の、その町での救済策と、こう考えていただきたいと思いますが。

それから、3点目の（発言あり）勘違いしてしまいました、ちょっとお待ちください。企業立地奨励金の関係でしたか。（「19節のです、新規学卒者雇用の問題ですよ」の声あり）96ページのこの……19節の新規学卒者雇用促進奨励金に関しましては、これは新しくその高校卒業した方が企業に勤めて、それでその企業が雇用6カ月後に申請するというものでして、1人につき10万円（「30万円、中身は何でしょう」の声あり）申しわけございません。1人につき6カ月以上雇用した方に関しては30万円を奨励金として出すという、そういうような

制度でございます。（「何人ぐらいになったのと聞いたんです」の声あり）今回は、これもその見込みで計上しておりますが、23年度に関しては、これは奨励金はなかったです。ですから、これも何人というか、これで見込んでいる関係で、20名ぐらいは見込んで計上させていただきましたけれども、現状ではまだその新年度始まっていませんし、6カ月経過しておりませんので、まだはっきりとは。

それから、102ページの……今資料を探しますので、ちょっとお待ちください。議案関係参考資料の52ページなんでございますが、これの事業のナンバー6番がお尋ねのですけれども、主な内容に関しましてはここに記載されている、そういうような内容でございます。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 ありがとうございます。起業支援補助金ですね、95ページの、これは今説明ですと、大体5件を見込んでいると、そういうことで、もっとあればいいなと、そういう希望を持ちながら予算組んだというお話でしたので、私も実際問題としてそう願えればいいなと思って聞いておりました。実は、この間ちょっと新聞を見ましたら、石巻市では中小企業を励ます再建ということで、市独自の復旧支援事業というのを創設したみたいですね。これは、震災で被災を受け、被害を受けた施設や設備の復旧ということで、20万円以上でそれに要した費用の2分の1を助成するというので、上限が100万円だと。これは復旧、その被害を受けた施設、本当に中小、小売り施設、それから飲食なんか、そういう人たちに対する市独自の事業だということが載っていました。それで、この町でもそういう事業があったらいいのかなと私も思っていたので、どうなんでしょうか、そういう被災を受けた方たちの、こういう中小企業の方たちのそういう支援策はあるのかどうかということが一つ、もう一度お尋ねしたいと思いますし、それから、この起業支援補助金、これ一応5件と見通ししているんですが、それ以上の起業がとかなった場合は、これまた追加できるのかどうか。もう少しできるのかどうかということが質問です。

それから、農園コミュニティ推進事業、これ中身わかるんですけども、実はこれ、入谷公民館の担当課でやるということで、多分入谷の方にやっているんじゃないかなと思うんですが、実は震災前に駅前の方の後ろの方に農園がありまして、そこを利用していた人たちもおりますよね。それで、今被災されたので、どこもそういうのがないということで、実は仮設住宅に行くと、男の人たちが、何もしない男の人たちが結構いるんですね。女の人たちはお茶飲みしたりいろいろするんですが、そういう方たちの支援の一つの事業として、これ大変いいんじゃないかなと私は思ったものですから質問しているんです。ですので、こういう

事業を仮設で本当に高齢者、特に男性の、男の人たちが、何もしない男の人たちいっぱいいるので、ぜひこういうのを働きかけてほしいなと思っております。その点で、どういう事業内容をやるのかなと思ったので質問しています。そういう働きかけは十分になされるつもりでしょうか、その辺をお聞きいたします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 起業支援の補助金に関しましては、実は23年度から新しく始められたものでして、それで23年度は3件だったわけなんです。これは、もちろん悪いことはいしませんが、いいことなものですから、それで、その今年度は、23年度は3件だったものですから、今回は5件ほど見込んだんですけれども、もっとこれが出てくれば、あとはその補正対応、無尽蔵というわけにはいかないんですけれども補正で対応させていただこうと、こう考えてございます。

あとは、その農園関係に関しましては担当の方から今。

○産業振興課参事（高橋一清君） 仮設住宅に避難されている方々の健康面でもその農業を活用できないかということでの課題につきましては、農政の方でもちょっとその必要を考えておりまして、戻りますが86ページの農業振興費の19節の負担金補助及び交付金の一番最下段になるんですけれども、農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金というのが、実はそのそういった仮設の方々でそういう活動をしたいという方々の声をくんで、農業者から農地を借りて農業活動、営農活動をしていただくとする事業でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 起業の支援事業、補助金の問題なんですけど、これはそうしますと5件以上になる可能性もあって、そのときは補助で補うと、奨励金そのまま対応すると、そういうふうになりました。さっき私、町独自、市の独自の被災者に対する被害の復旧が石巻であったと、そういうのがありましたけれども、この町独自のそういう支援策は、今のところ考えていないのかどうか、これ町長かな、そういう点をお願いしたいと思います。

あと、さっき私済みません、参事、86ページ、ちょっとここ見落としてしましまして済みません。そういうのを心配しておりましたので、ぜひこの活用ですね、施設、仮設に入っている方たちにも働きかけて、大いにこれやってほしいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘のとおり、商工業壊滅という状況でございますので、そういった企業を起こすという部分につきましてはいろいろなハードルがあるというふうに認識いたしておりますので、町としてもこれからそういった支援制度については拡充を考えていきたいと思っております。現に考えているのもございますので、担当課長から答弁させたいと思います。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 災害によってということだけではなくて、この企業立地奨励条例に関しましては、これまで企業としてやっていた方が増設する場合ですとか、あるいは町内で別なところに移設する場合だとか、そういうことも対象になりますので、今回その被災して別なところに移設するという場合には、それはそれで対象になるかと思っておりますので、そういう場合にはご相談に応じさせていただきたいと、こう考えます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。高橋委員。

○高橋兼次委員 95ページのその19節、前者も聞いておったようでございますが、この起業支援補助金、この起こす業、起こす業とはどんなものなのか、どんなものが対象になるのか。

それから、この今説明で、町外に移設、町外というか町内で移設するものが該当になるということなんですが、これは町外から来てここで起こす場合はどうなのか。この起業、そのあっせんというの、ちょっと何か言葉が合わないのかなとは思いますが、誘発的なこの、進めるというか、そのようなその対応というものはとったんでしょうか。ただ個人からのその申請というか、個人がやるよと言った場合だけのみなのか、町として、この辺。

それから、この臨時職員の採用あるんですが、この震災等緊急雇用対応事業費で604人のその雇用というようなことなんですが、その中でその臨時職員は何人なのか、そしてどんな雇用の方法をとっておるのか、そこ。

それから、今言ったように、102ページの13節委託料、8目の手づくりセンター推進事業委託料というのがあるわけでございますが、これはどんなものなのか。ここ3点お願いします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、起こす方の起業支援策の関係でございますが、町内でやる方になります。それで、これは実はその計画を出していただいて、それで計画を審査するその委員会を組織しています。具体的には、（発言あり）起業化計画を認定審査会を開催してまして、これもその23年度から新たに始まったものですから、実は23年度1回しか開催していないんですが、銀行の金融機関のその担当者と、それから商工会の事務担当者と、そ

れから町の方では財政担当課長と計画担当の課長と、それから私とが入って、それで計画の認定というか、その申請した方本人にも同席していただいて、それでこの計画が町のこれに合うのかどうなのかを審査させていただいて、認定になったあかつきにその交付するという、そういうような方法をとっております。

ほかから来られても、町内にその方が、例えば個人であれば、町内に住所をおいていただきます。それから、法人である場合は、フランチャイズ店はだめですけれども、例えばその、具体的には何々商店南三陸町支店だとかというのは、ちょっとぐあい悪いですけれども、そうでない場合は法人であれば、法人の例えば南三陸町営業所という形で持ってこられるのであれば、これは該当します。例えば、フランチャイズという表現ですけれども、例えばそのコンビニの南三陸町店だとかというのは該当はしないということ、そういうことであります。

それから、臨時職員の関係に関してなんですけれども、実は計算しておらないんですが、この資料の48ページから49ページにまたがって、直接というところが町が臨時職員として雇用しようと考えている計画でございます。

手づくりセンターの推進事業というんですか、これに関しましては、同じくこの資料の51ページのナンバー5番に、この議案関係参考資料のナンバー5のところ。

○委員長（鈴木春光君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 この起業支援、これは大事なことであると思います。なかなか今雇用の場がなく、人口流出が加速ぎみなときでございます。ほかからはなかなか起業も来ないというようなことで、大変難しい場面でありますので、できれば町内の方々が少し力を振り絞って業を起こして、そしてその雇用の場をつくっていただくのが一番最高かなと思っておりますので、引き続きやはりこれを推進、強力な推進をしていくべきであろうと、そう思います。

それから、その職についてですが、いろいろと聞きますと、なかなかその周知といいますか、これがなかなか伝わりにくいというような苦情を聞くことも多々あります。そしてまた、応募にいったらばもう終わってしまったとか、さっぱり聞こえてこなかったとかと言うような、個人のそのいろいろな周知の仕方もあろうかとは思いますが、町の批判も出ているようでございますので、もう少しそのわかりやすいような、隅々まで届くような、そのような仕方を考えるべきであろうと、そう思います。

それから、最後のその手づくり支援事業ですか、これは今この名目から見れば、いろいろなものをつくっているんだらうと思いますが、震災当初から、いろいろなそのボランティアの指導というか協力といいますか、こういうような形で、例えば代表的なそのミサングとか、

あるいはそのホタテキャンドルですか、いろいろその工夫してやっているようでございますが、このほかにもまだあるように聞いております。こういう方々への支援もあわせてその考えることができないのかなと、そういうようなことを課長どう考えているか、その1点だけでいいですから。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 確かに、いろいろなところでいろいろな方々が活動されておるんですけども、この緊急雇用事業に載っているところと載っていないところがあるんですが、私どもの方も、この緊急雇用促進事業する際に、いろいろなところに声かけはしたつもりなんです。それで、形だけでもその町の方から人件費そっくりが出ていきますので、計画書だとかはある程度つくってもらわなければならないものですから、それでいろいろなところに声かけをしながら募集はしたつもりではございます。ただ、24年度に今のところこういう内容でやってみたいということで応募があったところを今回載せたということにして、24年度の途中であってもまた再度、これは県の方で基金を持ってまして、そちらの方から抛出してもらうものなものですから、当初予算計画ではこうですけども、実際に始まってみれば、内容が変更になる場合もございますので、その辺は再度募集というか、そういう形をしながら声かけはしてみたいとは思っています。

○委員長（鈴木春光君） 高橋委員。

○高橋兼次委員 いろいろな事業、補助事業がいろいろとこれからも出てくるんだろうと思えますけれども、今言ったように、幅広く隅々まで届くような、そのような声かけ、周知していただきたいと、そのように思います。以上です。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 議案関係参考資料の48ページ、雇用創出基金事業ということで、震災等緊急雇用対策事業と、それから生涯現役云々かんぬん事業という形の二つの労働対策関係がございまして。これにつきましては、従来のこれまでの23年度の事業にかわって新たな二つの事業にメニュー化されたということでございます。それで、非常に今後の復興のためには、生活の復興という観点からは雇用が非常に大事というふうに思っておるところでございまして、非常に重要な事業名なのであろうというふうに思います。そこで、参考資料からお伺いしたいんですが、まずもってそれぞれ両事業の事業名、事業区分、事業内容云々ございまして、事業区分で直接とある、あと委託ですか、という形がございまして、この委託先というか、どこに委託していくのか、それを一つお伺いしたい。

それから、事業実施期間ということですが、24年4月1日から25年の3月31日まで1年間、いわゆる雇用期間も1年間なのかどうか。

それから、③、④の関係ですね、いわゆる事業に従事する全労働者数、それに対して直接の方はイコールなんですけど、中には新規雇用の失業者の人数と、こう差異があるわけですね。この差異の見方をどう見たらいいのか。

それから、これは現在募集しておるのかどうか、その募集、これから公募というかいろいろな形をするんでしょうけど、どういうふうになるのか。

あと、もう1点、保険ですね、まとめて恐らく雇用保険だと思うんですが、直接雇用については予算措置されておるようでございますが、いわゆる委託した場合の、その委託を受託した事業者が、いわゆるそれぞれ雇用するわけなんですけれども、その中でその雇用保険もそういうふうな対応をとるのかどうか、その点伺います。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、直接と記載しておりますのは、町で雇用するその臨時職員ということになります。それから、委託となりますと、委託先はすべてここに記載しておればいいんですけども、そうではないものですから、主なものを申し上げますと、社会福祉協議会、あるいは漁協の両支所、それから農協、それから特殊なものに関しましてはそれなりの研究所だとかありますが、あとは入谷公民館の方で担当しておりますそういう任意の団体だとかという形、そちらの方に委託をするということでございます。

それで、雇用期間でございますが、町の場合は通算というか、1年間が限度だということで、これは地方公務員法というんですか、それで、それ以上する場合には何カ月間は休んでもらわなければならないということです。

それで、委託の場合は、これはこの事業がある間続けることはできるんですが、ただ、事業そのものの委託契約が年度年度でやっておりますので、どうしてもその委託経費というのが単年度事のその委託経費になりますので、ですから、その25年度もあるのかと言われますと、今のところはないわけではないですけども、これは実は事業費そっくりが国から県を通じて来るものですから、今のところは24年度はあるんですけど、25年度確実にあるとは申し上げられない状況です。仮に、25年度も継続してやる場合は、その雇用される方は引き続きの雇用は、これは可能でございます。

それから、あとはその保険の関係でございますけれども、原則として委託費の中には人件費ということなものですから、その中で保険とかも掛けていただくことを原則といたしますが、

ただし、その委託先の勤務形態によっては、毎日の雇用ではなくて、その週に2日、3日あるいはその1日の雇用、勤務時間が6時間未満だとかがありますので、その場合はしっかりとしたその雇用保険というか、その社会保険だとかは掛けなくても済むような形になっておりますが、原則としてはその雇用保険を掛けることを原則としております。

あと、その募集の関係でございますけれども、委託先に関しましては、この予算をお認めいただいたあかつきに、その委託先の方とこの業務委託契約を締結いたしますので、委託を受ける方は、それからその正式に募集という形になろうかと思いますが、内々声をかけているということは聞いてはおりますけれども、そういう形は、動きはあるようです。

それから、町の方は、この間3月の1日の行政区長さんの町からの配布物のときに、一覧表として各家庭に渡させていただいております。いずれにしても、そしてこれらの募集に関しましては、公にしなければならないということなものですから、私どもの無料職業紹介所を通して、そこに掲載して募集するという形をとってはおります。以上でございます。

それで、委託先の方の人数の違いでございますが、特にこれで指導して教えられるという、そういう業務がある場合があります。その場合には現役の方が、例えば農業だとか漁業とか、一つ例にとった場合に、まるっきり今でそれに従事したことのない人に指導して、そして指導される方がそこでいわゆる職業訓練みたいな形ですね、それもこの事業として成立いたしますので、指導する方と、その新たに今まで仕事がなく指導を受けるというか、その職業訓練みたいな形で入る人との、その差がございます。ですから、そういう事業の場合は、指導する方は現役でということなものですから、人数にそこに差が生じてまいります。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 逆にいくというか、今いわゆる指導をする立場の方はそのまま残るというか、例えば18番ですか、全労働者数が25名だと、それで新規雇用の人数が20名だということで、その5名というのはいわゆる指導する立場と、そういうふうな解釈をしてよろしいんですか。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 例えば、今のお尋ねのその業務に関しましては、仕事の内容にもよりますので、5人のうちの1人は必ず常駐して指導する方が必要になります。そういうことでこういうような計上をしております。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 何かわかったような、わからないような説明でございます。もう少しわかりやすいような、私も頭は余りよくない方ですから、わかりやすいような説明ひとつお願いしま

す。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 済みません、今のお尋ねのところは、森林組合で機械を扱うものですから、まるっきりその新しい人たちばかりではなくて、ベテランの人が指導する方が、その仕事のために雇われるというか、そういう形なものですから、ここでは指導するために5人の方が常駐しているという、そういう形になります。ですから、例えば少し危険というわけではないですけれども、そういう危険を伴う場合。

○委員長（鈴木春光君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 はい、よくわかりました。いわゆる全くこの雇用対策として雇用する方は20名なんだと、いわゆるそのためには一定のそういう指導する立場の人間が必要なんだという形ですね。わかりました。

それで、あとの賃金体制なんですけど、確認したい、前になんかそれ話されたのは、町の場合は何か時間当たり何円でしたっけ、それで委託した場合、それぞれ業務内容によって違うんだろうと思いますけれども、その町の賃金と合わせたようなやはりそういう委託契約、いわゆる賃金体制ですよ、そういう形になっていくのかどうか。職種によって違うんでしょうけれども、事業によって。その辺ちょっと教えてください。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 時間当たりで計算している場合もございますし、1日当たりでというのもございますし、それから1カ月に何日働くということで契約している場合もございますし、それから、その仕事の内容によっても差があります。デスクワークなのか、現場に行くのか、あるいはその機械を使うのかだとかということで、これはかなりそこでは差があります。そういうふうな状態でございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。なければ、まだですか。

それでは、暫時休憩をいたします。

再開は2時20分とします。

午後2時03分 休憩

午後2時20分 開議

○委員長（鈴木春光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工費の質疑を続けます。どうぞ。ありませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 それでは、96ページの、先ほども前者質問していたんですが、この観光振興アドバイザー謝金というんですが、これはどなたなんですか。名前わかっているならば、いつもやられている方なんですかね、観光なんだかというので来ていましたよね、我が町に。何という先生なんだか、会社の社長さんだか、あの方にやるのではないんですか、違うんですか。あの方は頼まないんですか、あの方は出番はあとはいつごろになるんですか、あの方の出番といいますか、何と言ったかな、あの先生、しょっちゅう南三陸に来て、この間も観洋さんにいたようだけれども、あの方にやるのかと思ったんですが、あの方の出番はないんですかね。

それから、97ページのこの観光振興対策事業というのは、これは観光協会への補助金なんですかね、違うんですか。

それから、その観光協会の、これもいろいろと補助金出ているのでね、収支決算、22年度あたり、23年度はまだ終わりませんからね、その辺どのような運営、運営というか今は経営ですよ、法人になりましたから、経営状況なのか、その辺の内容等お知らせください。

それから、神割崎のキャンプ場でまだ指定管理ということで、これらも収支の方どのようなになっているのか、ひころの里と同じような関係で収支明細などあれば配付していただきたいというふうに思います。

それから102ページ、このFM放送ですけれども、今までは2人ぐらいでやっていたんですか、7人だかやって今度新しく5人と、採用するようですが、この災害時についてはいろいろと被災した方々、あるいはその情報源という観点から非常に助かったようですが、これからのこの放送の果たす役割というのはどういうふうになっていくのか。それから、例えばFMですから、民間と違ってコマーシャルか何かは入れられないんでしょうから、例えばこういう催し物がありますよとか、あるいは町の事業だけではなく、いろいろな団体の方々が催事なんかあるでしょう、そういうときにはどなたに申し込んで放送してもらうのか。よく復興市云々ということで放送流れているようだということだけれども、そういうのはよろしいのかどうなのか、開催するその放送する範囲といいますか、まず民間の団体の方々が催しをする際に、それを通じて皆さんにお知らせするということができるのかどうなのか、あくまでも町が行う事業についてだけ放送されるのか、その辺のその区分がどのようなになっているのか。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 1点目の観光振興アドバイザーに対する謝金ですけれど、これ

は今どなたかを決めて、この方にずっとアドバイスしてもらおうというのではなくて、今後24年度におきまして、これからのその南三陸町のその観光、その復旧、復活させるために、いろいろなそのアドバイスをもらう、そういう催しをするときの、そういう講師を頼む際のその謝金ということで考えております。ですから、今どなたを対象にするという、そういうのは決めてはおりません。

それから、そのお尋ねの方の出番はといっても、なかなかこれは今のところ、現時点ではその方を何かをお願いして、それで事業をすとかというのは現時点では24年度はまだ考えてはおりません。今のところは考えていません。

それから、観光協会のその収支の状況でございますが、22年度の収支に関しては、決算書が出されていまして、ただそれは冊子になっていますので、それをまとめたものがよろしいのではないかなとは思いますが、今は手元にはございませんが、それは私どもの方でいただいておりますので、後日それは取りまとめたものを提供したいと、こう考えております。

それから、神割のキャンプ場の関係に関しましても、23年度分は収支されていけませんので、今はまだないものですから、それが出てきましたあかつきには、それをまとめたものをご提示したいと思っておりますが、実は、その前の年度はじゃあどうするんだ、22年度の分に関しましては、実は流されて流出してしまっって何も無いのが実態でございます。ですから、23年度分の収支が出てまいりましたあかつきには取りまとめてご提示したいと、こう考えておりますので、よろしくご了承お願いしたいと思っております。

それから、FMに関して。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、災害FMの関係につきましてご回答申し上げたいと思っております。

今回目的といたしますのが、生活情報、それから防災情報並びに行政情報等につきまして、引き続き皆さんに情報を提供してまいりたいというふうに考えております。民間のイベント等につきましても、これは電波を介しまして皆さんにお示しを申し上げたいというふうに考えております。今の段階で申し込み場所につきましては、ベイサイドアリーナの2階で事務所を構えて開催をしておりますので、そちらの方でお受けしたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 そうしますと、アドバイザーというのは、その観光のイベントをする際の講師

の謝金という形ということですね。観光振興アドバイザー、具体的にどのようなその催し物というのか、具体的に、この観光振興アドバイザーということでもありますのでね。何かそのこの町の観光に関する会議なんかあったときに、では講師どなたか呼んでお話してもらいましょうと、その講師にお支払いするお金なのか、そういった形なのしか見えてこないんですね、私どもは。何か別なこのやり方、どういった方を講師としてお招きするのか。1年間ですから5回も10回もではないでしょう、多分二、三回かなと思うんですが、そうしますと、1回当たり10万円か15万円の謝金というとうどういった方が、イメージがわからないわけですよ、それでお聞きするんですけれども、どういう形でどういった方をお願いしようとしているのか。

それから、観光協会についての22年度の収支は、では後日といいますか後で、あしたは休みですから21日ですか、きょうは19日ですから22日にね、ではそれまでに。それから、神割の方もそういった形、22年度が流れたとっていたね、23年度はまだなんだね、では21年も流されたということなんだね、すべてないんだね。では、何でもってこれ、判断材料というのか、難しいですね。難しいね。

あとは、そのFMの関係ですが、今大体その何人ぐらいの方々が町内でお聞きになっているんですかね、このFM放送、何というんですか、視聴者じゃなくてリスナーですか、何というんですか、こういう放送を聞く方々、リスナーだか何だかというんだけれどもね。それでどれほど効果をもたらしているのか、効果ですね。それで、このアナウンサー、私もこの震災になって初めて、実はこの間仙台に行くときにラジオをかけて、FMのこうぱちぱちやっていたんですね、局。そうするとポンと南三陸町という言葉出たから、はてと思って聞いていたら、これが例のFMの放送かと思ってね、しばらく聞いていたんですが、アナウンスとかという方々、みんな素人の方々なんですよね。それで慣れるまで時間がかかるのかなと思ってこう聞いておったんですが、逆に南三陸弁かなと思っていいなと思ってみたりね。ただラジオですから、どなたが聞いているかわかりませんので、特色のある放送かなと思って聞いていたんですけれども、その効果的なものはどのようなことになるのか、去年もやったからただことしもやるのではなく、やる以上には目的とか、それから成果、効果をきちんと打ち出さないと、やればよいというものではありませんのでね。それで、今度5人ぐらい追加になるんですか、全部で7人か8人ですよ、FM。今までの人数では足りないということなのか、新規採用たしか5人だと思いましたね、7名中の5人が新規採用だと。それで、今までは7人だったんでしょうか。10人だったの、9人、それで今度は2名減ってということ

になると、その辺でその情報源とかどういうふうな、例えばほら、何々放送の方とあれば、こうぐるっと記者さんたちが聞いて歩いて、取材をして歩いたんだけど、この放送は、町からこう流されてくるのを待っているだけなのかどうなのか、そのやり方なんです。普通の放送局と同じようなやり方しているのか、その情報を提供する際に当たってのその情報源というものを、どのようなことで入れているのか、その辺です。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 観光振興アドバイザーに関しましては、ただいま委員がおっしゃいましたように、例えばこの町内でそういう講演会なりなんかあった場合の、その講師としてもお願いしたいと思えますし、場所をこの町内だけではなくても、例えばそのマーケティングリサーチとか、その震災後の我が町のその観光振興はどうしようだとかということでの、いわゆるそのこちらに観光で来る方々のそのマーケティングリサーチだとかに従事してもらおうこともあるでしょうし、それから、こちらで観光に携わる方々の、これからの復興とその戦略とかを話し合うときのそのアドバイザーとかにお願いする場合もあると思えますが、ですから、そのさっき申しましたように、1人ではなくて、そういうその集まりだとか、その行動する際に、適任と思われる方をその都度この予算の範囲内でお願いしながら、やはり報償費としてお願いしていきたいなど、こう考えて計上した次第でございます。

それから、観光協会のその収支の関係ですけれども、これは決算書をいただいていますので、取りまとめれば二、三日中には出るかと思いますが、問題はその神割観光プラザの件は、それは23年度のがまだ締めていませんので、今はまだその23年度分のというのはいないでございます。ですから、3月で締めれば、その実績報告とかその委託契約している関係上、その締めた内容のが、いずれおそくない時期にはこちらの方に提供とか出てくるはずですので、それをもって、それこそこの定例会の会期中にはちょっと難しいですけれども、後刻それを提示できればと、こう思いますが、今はとにかく神割のその分に関してはないものですから、何とかそここのところはご了承お願いしたいところなんです。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） それでは、災害FMの関係でお答え申し上げたいと思えます。

まず、今回の三陸みなさんにつきましては、災害FMというふうな位置づけでございます。それと区分する意味でコミュニティーFMありますけれども、コミュニティーFMは民間からお金をちょうだいした段階で、コマーシャルでありますとか一般の企業のイベントも

含めまして事業展開しておりますけれども、今回の南三陸町の災害FMは、公の情報を発信するというふうなことで考えてございます。

当然事業効果、当然問われるわけでございますけれども、昨年度、今年度行った事業におきまして、FMのラジオ等につきまして3,000台ぐらい配っておりますので、ほとんど皆さん聞ける、聞いていただける環境にあるのかなというふうなことで考えてございます。明確などという判断で測定するのかと、ちょっといささか疑問はございますけれども、聞ける環境にはあるように考えてございます。

それから、あと人数でございますけれども、平成23年、本年は直接雇用でしたので、1年間をかけてその取材活動、それから機械の操作、もしくはアナウンスというふうなことで機能を担っていただきました。来年度につきましては業務委託というふうなことで、委託で考えておりますので、これまで訓練してきた人材等も活用できるのかなと。それで、人数的にも専門家の2人ぐらいのご指導をいただきながら、5人ぐらいは今年度使用してまいりました方々を採用できるのかなというふうなことで考えてございます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 この予算なんですけれども、昨年のおととしのまだ、昨年の決算は9月ですけども、一応前年度あるいは前年度のその結果に基づいてこの予算というものも、新規事業もありますけれども、組んでいくわけです。その際には、やっぱりその今までやられた事業に対しては、費用対効果というものを我々は見なければならぬ、予算を組む際のね、議会で議決が必要ですから。その議会の議決の要件とすれば、果たしてこの予算が本当にこの町のためになっているのか、今まで出していた予算が本当に町民のためになっているのかという、その費用対効果というものを一番先に我々は重要視しなければなりませんのでね。その辺で、その実績の収支とか何かはどうなっているんだという質問に入るわけで、震災が今年度遭われまして、資料が流出したということであれば、まあいたし方ない部分もありますけれども、しかしながら、やはりその根拠となるもの、ここで議会で議決をする根拠となるものをきちんとないと、我々はただここに出されたから何でもいいですよというわけにはいかないということだけは、私何度も言っていますようにご理解をしていただかないと、何のためにここにきているんだと、はいはい異議なしの語るためにいつているのかと、それだけでなくも言われているんですから、この議会は。この議会は町長の後援会でもないし、後援会事務所でもないわけでありますから、その辺のところきちんと我々は議員としての職責を果たさなければならない。だから、くどいようなんですけれども、そういった質問になるわけであり

ます。費用対効果、これが一番重要視されているわけでありまして。22年度の分についての収支があれば、できるだけ早目に、22年度はですから印刷すればすぐわかるでしょうからね、出ているんでしょうから。23年度は流されたものは別ですよ、それは出してもらってやっていただきたいと。

そのFMですけれども、来年度から事業委託ということで、ことしは一応ではこのままでやっているということで、7名の方々がやられると。全部今この7名は町内の方という解釈でよろしいですか。その情報源というものをこれからはこうぐるっと歩いて、いろいろな地域に行っているいろいろな情報を得てきて、それを放送に回すというようなやり方ですね。それから、確認ですけれど、民間団体で催し物をする際にはここに行って、あるいは危機管理室を通さなくてよろしいんですか。直接行って、では何でも放送してもらえるとということで解釈してよろしいですか、その辺ですね。これはだめ、これはいいとかという基準みたいなものはあるのかどうか、それによって、また行ったらだめだったから町に来たとかとやらないように、その南三陸町の町民の方々が聞いてプラスになるようなすべて事業だと思うので、その辺のところどのように取り扱いしていくのか、町としての考え方ですね。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 先ほどちょっと答弁漏れましたので、情報源、取材の方法ですけれども、直接スタッフが専用の車両ございますので、それをもって取材に出向いて、生の情報を収集してくるというふうなことでございます。災害FMで、当然商業とかそのスポンサーの支援をいただいておりますので、ある程度はその町がかかわった段階のイベント等の内容につきまして、電波に伝えた段階で皆さんに情報をお伝えしたいというふうなことで、まるっきり個人の企業のイベント等につきましては、少しちょっとまずいのかなというふうなことで考えてございます。（発言あり）これは、各イベント等を開催する段階で、町がかかわりを持っているイベントというふうなことで区切りを考えてみたいとおもいます。

○委員長（鈴木春光君） 三浦委員。

○三浦清人委員 その町が協賛あるいは後援とかということであればいいということ。それから、民間団体が、例えばボランティア団体、いろいろな団体ありますが、そういった方々が例えば物資を配給しますよと、あるいはこういったことで欲しい方いませんかとかという、例えば物資でも何でも、例えばですよ、そういうときの放送というのは使われないということですね。住民が利益をもたらすような放送のことも、町が直接関与しないからそれはだ

めだという判断なのかどうなのか、その区分がきちんとなっているのかどうかということですよ。いろいろとこれからありますから、いろいろな催し物ね、民間団体で、それはその電波に乗せることはできないのか。できれば乗せてほしいわけですよ。その辺で制約されるとなかなか、あれはよくて何で私のところはだめなのかという問題も出てくる可能性があるということだから、その辺のところを聞いているんです。個人の商売のPRとか、物を売るとか、それはだめですよ、もちろん。住民のためになるようなお知らせをするに当たって利用できないかということなんです。その辺です。

○委員長（鈴木春光君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木三郎君） 冒頭にも申し上げましたけれども、まず住民にとって有益な生活情報、それから防災情報、それから行政情報といった住民が利益をこうむるようなものに関しまして、情報を電波に乗せて放送したいというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。阿部委員。

○阿部 建委員 95ページ、この負担金ですね、皆さんいろいろ質問をしていらしてこの企業立地それから起業支援、アクセント難しいんだけど、立地の方と支援の方ですけども、先ほど内容についてはいろいろ、この補助内容については質問もあり答弁もありまして、よくわかってきました。果たして昨年から始まった事業だと、去年は3件あったんだと、その事業の内容が現在成功しているのかどうか、その内容はいかななものか、うまくいっているのか、あるいは雇用等もどのようになっているのか。せつかく300万円、3件だから900万円補助したんでしょう。その補助効果といいますか、それらの内容についてご説明をお願いします。

それから、この21節振興資金融資、これは随分聞けば77名の方が利用しているんだと、現在ね。大災害によりまして80%の商工業者が壊滅的な痛手を負っている中、これらは増額する必要があるんじゃないかなというふうに考えまして、伺いをするわけであります。

それから、98ページ、私もこの委託料で伺いをいたしたいと思います。町長は、今年の施政方針概要の中でも、今までの計画、合併時のですね、計画など、それなりに計画を立ててまいったわけですけども、そのようなもの以上にとんでもない大震災によって、これまでの計画を見直す必要があるんだということを、まず第一は災害復旧なんだというようなことを言うておるところであります。もう一回、その言葉の内容について町長の姿勢を伺いをしたい。その中で果たして今までどおりのこのような、例えばひころの里もありました、それからこういうこの観光関係ですね、今までどおりの形で進んでいいものなのかどうか。私は

これらも見直していくべきではなかろうかなど。この震災によって大きく見直す内容は一体何なのだろうなど、そういうふうを考えまして、もう一度町長にそれらについての考え方を伺いたしたいと。

それから、この14節、やはりキャンプ場の関係なんでしょう、敷地借り上げ料、これがもう相当な大きい金額であります。これらもこのまま、今聞けば流してしまったからないと、内容がね、やはり委託をしているということになれば、その内容を町として把握する必要がありますので、これらを、前者も質問いたしておりますように、後日資料によって提出をしていただきたいと思うわけです。この3点について伺いをいたします。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 起業支援の関係でございますけれども、23年度、今も23年度ですけれども、23年度にとりあえず認定して補助金の交付対象とした3社に関しましては、今どうなんだと言われて、歯科技工の方だとか、あとは、歯の歯科技工の方だとか、それを町内で新たに始める、あるいは復興タコというタコの文鎮オクトパスくんとか、あとはその自動車の修理の関係の方なんですけれども、やりますよということでやり始めているところもあれば、そういう関係で今はいいんだとは思いますが、その後しょっちゅうそのところを保護しているわけではございませんけれども、いい状態であろうと私の方ではそう考えております。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の施政方針で、我々の町として最初に取り組むべきこと、いわゆる優先して取り組むべきことということにつきましては、当然復旧、復興ということには間違いございません。今商工の関係の質疑の中でのお話でございますが、基本的には、我々としてはこれまで各施設、南三陸町のいわゆる活力のためにさまざまな誘客をしてきた施設であるということは間違いございません。それが南三陸町の活力の下支えになってきた施設だったということでございます。大変つらいんですが、今回の大震災でそういった施設、残ったのはごくわずかでございます。そういった施設を今後とも活用しながら、そういった場所場所に人を呼んでくるということは非常に重要だろうというふうに考えてございます。そういった意味におきましては、今回提出されましたそれぞれの指定管理の場所につきましては、今後も利活用を続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 先ほど、（発言あり）済みません、それを答えるのを漏らして

しましたので。現状だけ今申し上げますが、ご存じのとおり、その7,000万円を金融機関に預託しまして、それで、その7倍の4億9,000万円まで融資してもらうんですが、それで、今融資残高が2億5,000万円ほどあるんです。それで、その金融機関の方に申し込み状況によりまして、必要とあらばこれはふやしていこうと、こう考えていますが、再度この辺に関しましては、預託している金融機関の方とその辺は相談しながら、できる限りふやせるのであればふやしていきたいと、こう考えます。

○委員長（鈴木春光君） 阿部委員。

○阿部 建委員 事業3件、これは歯科とタコのかざりあとは自動車、やっているところもあればというような答弁なんですけれども、順調に皆仕事を、事業を業を成功しているのかということを知っているんです。そして、わかれば雇用もその中で生まれているんだろうかなと思っているわけなんですけれども、その辺がどういうものか、再度。

それから、私は町長にお伺いしているのは、その神割崎だけのことだけではなくて、今までの津波、震災前の計画、長期計画、総合計画、いろいろなものに掲げてある、それらはこの震災によって見直すものがかなり多く出てきているんだろうなと思って、それに限らず伺いをするわけですので、もう一回ご答弁を願いたい。

○委員長（鈴木春光君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおりだと思います。継続してやれる事業と、あるいはこの震災で断念せざるを得ない事業等々出てまいります。しかしながら、先ほど申しましたように、基本的には復旧、復興という部分についての予算について、最優先ということで取り組ませていただいております。

それから、ちょっと私さっき答弁漏れましたが、先ほどの資金の関係、融資資金の関係でございますが、基本的に、現在今仮設で復活している商工業の方々は、今グループ化とか、あるいは中小基盤機構、そういった資金を利用してっております。しかしながら、これからいよいよ本設に向かっていく段階におきましては、当然そういう資金需要も出てくるというふうに思っております。そういった際には当然積み増しをして、そしてこの資金を使い勝手のいいような形の中で提供していくということが、町として大きな使命になってくるだろうというふうに思っておりますが、現在の部分につきましては、まだ枠があるということでございますので、その後これから動向を見ながら、その辺の資金需要は図っていきたいというふうに思っております。

○委員長（鈴木春光君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 起業支援補助金を受けました3社に関しましては、仕事は今のところ順調にしておりますし、それからその雇用の方も、歯科技工士の方は多く雇用するわけではないですけど、それ以外の2社に関しましては、雇用も順調にふやしておるといふ、そういうような情報でございます。

○委員長（鈴木春光君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） なければ、6款商工費の質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本日は議事の関係上これにて閉会することとし、22日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（鈴木春光君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて閉会することとし、22日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後2時56分 閉会